

6月13日（第2日）

6月13日（金）第2日 午前10時00分開議

出席議員

1番	平川博之	2番	酒永光志
3番	上本一男	4番	中下修司
5番	花野伸二	6番	浜先秀二
7番	上松英邦	8番	吉野伸康
9番	山本秀男	10番	片平司
11番	胡子雅信	12番	林久光
13番	登地靖徳	14番	浜西金満
15番	山本一也	16番	新家勇二
17番	野崎剛睦	18番	山根啓志

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	田中 達美	副市長	正井 嘉明
教育長	塚田 秀也	総務部長	土手 三生
企画部長	山本 修司	市民生活部長	山田 淳
福祉保健部長	島津 慎二	産業部長	沼田 英士
土木建築部長	箱田 伸洋	会計管理者	久保岡ゆかり
教育次長	渡辺 高久	危機管理監	岡野 数正
消防長	小林 勉	企業局長	前 政司

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	平井 和則
議会事務局次長	志茂 典幸

議事日程

日程第1	一般質問	
日程第2	推薦第1号	農業委員会委員の推薦について
日程第3	報告第3号	平成25年度江田島市一般会計予算の繰越明許費に関する報告について
日程第4	報告第4号	平成25年度江田島市地域開発事業特別会計予算の繰越明許費に関する報告について
日程第5	承認第2号	専決処分の報告と承認について（江田島市税条例等の一部を改正する条例）
日程第6	承認第3号	専決処分の報告と承認について（江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

- 日程第 7 議案第 5 0 号 教育委員会の附属機関の設置に関する条例案について
- 日程第 8 議案第 5 1 号 市長の附属機関の設置に関する条例の一部を改正する
条例案について
- 日程第 9 議案第 5 2 号 江田島市児童公園設置及び管理条例の一部を改正する
条例案について
- 日程第 1 0 議案第 5 3 号 江田島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関
する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 1 議案第 5 4 号 江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案につい
て
- 日程第 1 2 議案第 5 5 号 平成 2 6 年度江田島市一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 3 議案第 5 6 号 財産の取得について
- 日程第 1 4 発議第 2 号 海洋環境整備の充実と体制拡充を求める意見書（案）
の提出について
- 日程第 1 5 発議第 3 号 要支援者を介護予防給付から外すことに反対する意見
書（案）の提出について
- 日程第 1 6 発議第 4 号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負
担制度 2 分の 1 復元をはかるための、平成 2 7 年度
（2 0 1 5 年度）政府予算に係る意見書（案）の提出
について

開会（開議） 午前10時00分

- 議長（山根啓志君） ただいまの出席議員は18名です。
定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第2回江田島市議会定例会2日目を開会します。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1 一般質問

- 議長（山根啓志君） 日程第1、「一般質問」を行います。
その前にお願いを申し上げます。
類似した質問の要旨は、議事進行の観点から質問者及び答弁者ともに重複をできるだけ避けていただき、簡潔にお願いしたいと思います。
それでは、順次一般質問を行っていただきます。
14番 浜西金満議員。
- 14番（浜西金満君） 皆さんおはようございます。
改めて傍聴の方ご苦労さんでございます。
14番議員、浜西金満です。
通告に基づきまして、1問質問させていただきます。
豪雨による河川災害、土砂災害の防災対策についてでございます。
近年、ゲリラ豪雨のような1時間80ミリ、100ミリというような記録的な雨が発生しています。
ここでゲリラ豪雨というのは、突発的に振りだし、狭い範囲で短時間に大量に降る雨、正式な気象用語ではございません。
気象庁は、数十分の短時間に狭い範囲で数十ミリ程度の雨量をもたらす雨を局地的大雨と定義しています。
広島県では、2010年7月16日、庄原市川北、西城、川西の3地区で、約2時間ゲリラ豪雨が降った庄原豪雨では、広島県の雨量計が、時間雨料91ミリを記録。土砂崩れが頻発し、1人が死亡、家屋28棟が全半壊しております。
元に戻りまして、江田島市の河川には、土砂が堆積し、雑草が多く茂っていて、流れが悪くなっているところが多く見られます。
このままでは、土砂災害、河川災害の原因となります。
今からまだ梅雨が続きますので、江田島市の対応をお伺いいたします。
よろしくお伺いいたします。
- 議長（山根啓志君） 答弁を許します。
田中市長。
- 市長（田中達美君） 改めておはようございます。
昨日に引き続きまして、定例会2日目、大変ご苦労さまでございます。

また市民の皆様には、早朝から傍聴にお越しいただきまして、心からお礼を申し上げます。

それでは、豪雨による河川災害や土砂災害への対応についてにお答えいたします。

本市が管理する河川や水路について、災害防止するため、護岸等の適正な維持修繕や流水断面の確保を図る必要があります。

豪雨による災害を最小限にとどめるためには、危険箇所を事前に把握し、施設の早期修繕や機能の確保に取り組むことが重要であります。

そこで、職員によるパトロールや市民からの情報提供を受けて、現地の状況を確認し、緊急性のあるものから順次、施工しておりますが、護岸等の修繕箇所も多く、草刈りや、土砂のしゅんせつについて苦慮しているところでございます。

このため、地域の皆さんによるアダプト制度や河川一斉清掃などを通じて、河川の美化や機能維持に取り組み、災害に備えていただくことも必要であると考えております。

また、市内には多くの砂防指定地内河川があり、従来から県において砂防事業が進められておりますが、豪雨時の土砂災害防止はもとより、平時の河川に流れ出る土砂の抑制効果も期待できることから、引き続き砂防事業の推進を県に要請してまいります。

近年は、議員御指摘のとおり、過去に経験のない豪雨も発生しており、土木施設の計画規模を大きく超える自然災害も見受けられるようになりました。

このため、既存の構造物について適切な維持管理をしながら機能保全を図って活用していくことは当然ですが、防災マップを活用した平時からの防災意識の醸成や、危険箇所や避難場所の周知など、ソフト対策もあわせて進めていくことで、地域の総合的な防災体制の構築を図り、市民生活の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 14番 浜西議員。

○14番（浜西金満君） ありがとうございます。

今どうしても自然災害で、亡くなる方が後を絶ちません。

頻発するゲリラ豪雨に加え、南海トラフ巨大地震の危険性も指摘される今、災害への備えは緊急の課題であります。

広島県内で、32名の死者と行方不明者を出した1999年の6月29日豪雨からもうすぐ15年になります。

この江田島市でも亡くなられた方がおられます。

あの日6月29日は、学校のある日で、私も覚えておりますが、児童生徒の登下校の時間でしたが、危険が伴う、災害時の登下校の安全対策について学校は防災マニュアルや、緊急連絡網を抜本的に見直していると思います。

また通学路の危険箇所の対策や、通学路の変更なども行っていると思われませんが、具体的な、学校の帰り道とかいうような、災害時の安全対策についてどのように学校の方は検討しておられますか、質問いたします。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 小中学校の安全対策のことでございますが、災害時あるいは、教育委員会においては、台風への対応マニュアルを策定しており、それに基づい

て対応しておるところでございます。

また、台風に伴う警報発令の場合については、市内の学校は一斉臨時休校になります。事前に台風による災害等が予想される場合、警報が予想される場合です。

そういう場合には、前日に小中学校長、小中学校長会長、副会長、教育委員会事務局職員が協議をして、臨時休校等の対応について対応を行うことにしております。

また最近では、議員御指摘のとおりゲリラ豪雨、警報の出ないような暴風など、児童生徒の登下校時が危険な状況となる場合もあります。

そのような場合には、校長、教育委員会事務局と協議し、台風の警報発令と同様の対応をすることにしております。

さらに、登校後に警報が発令された場合です。

そういう場合には、児童生徒を帰宅させず学校に待機させ、状況を見ながら保護者等の迎えを要請するとか、集団下校させたりすることにより対応することとしております。

また安全教育としましては、学級活動の時間などに増水した河川に近づかないであるとか、戸外に警報が出ている時には、戸外に出ないというような指導を行っております。

通学路については、土木建築部などと連携しながら随時点検を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 14番 浜西議員。

○14番（浜西金満君） はい、東北大震災でも学校が対応によってですね、各学校の判断によって、ちょっと気の毒な、お亡くなりになられたという事例もあります。

その学校の場所にもですね、江田島市の各小学校、中学校などもその地域の場所によって、多少どういうんですかね。その場所が違いますんで、ちょっと上の方にあるとか、海のそばにあるとかいうような、ちょこちょこ違う場所もあるんですが、それはもう教育委員会さんの判断で指示をとということですかね、それとも各学校の判断いうんもある程度あるということですかね、その辺ちょっと具体的に教えていただければと思います。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○14番（浜西金満君） 基本的には、学校の校長の方に災害時の判断はあると思っておりますので、常に教育委員会の事務局と連携をとりながら、そういう対処については、行うように考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 14番 浜西議員。

○14番（浜西金満君） どうも、わかりました。

それでは、先ほどの市長の答弁の中で、砂防ダムのことをですね、いつていただいたと思っておりますが、砂防ダムをたくさん作ったり、時間雨量40ミリの雨に耐えるような河川に改修する整備には、やはり予算的に限界があります。

やはり先ほどの答弁にもありましたように、住民にいち早く、そういう危険を周知して早く避難させるしかございません。

ゲリラ豪雨を察知し、的確な情報を住民に伝えるため、自治体は悩み、いろいろな考えを模索し続けていると思います。

庄原市、広島県の庄原市では2011年度から、民間の気象予報会社と契約し、同市の天候を24時間監視分析しています。

局地的な雨雲の発生などは、担当の職員に電話連絡が入ります。

また来年度から、各家屋にリアルタイムで防災情報などを伝える体制をつくります。

また広島県では、無料データの観測網を強化、2011年には、雨量データをつかむ観測地点を今の約1.4倍の410カ所に増やしました。

土砂災害警戒区域の指定を進め、住民の避難体制をつくり支えています。

どの自治体でも厳しい財政の中で、やりくりが続いていますが、江田島市はどのような対策をそういうようなことに対してしておられますか、質問いたします。

○議長（山根啓志君） 岡野危機管理監。

○危機管理監（岡野数正君） まず議員の御質問の件ですけれども、本市では、異常気象による災害が発生するような場合には、広島県の防災情報システムを活用し、危機管理課職員が24時間体制で、気象情報をメールによって受け取る体制をとっております。

あわせて気象庁からも、甚大な被害が発生するような場合には、警戒を呼びかけるための土砂災害警戒情報、あるいは記録的短時間大雨情報、いわゆる今議員がおっしゃいました、ゲリラ豪雨のことですね。

こういった内容のものが、直接本市の危機管理課へ電話で連絡が入ってくるようになっております。

じゃあ休日夜間はどうするのかということになりますけれども、休日夜間につきましては、消防本部の方に連絡が入ります。

消防本部の方から、危機管理職員の方に即座に連絡が入るという仕組みをつくっております。

そして住民には、じゃどういうふうにそれを伝えていくのかということになろうかと思いますが、市民への広報体制につきましても、被害が発生する恐れのある異常気象時には、防災無線等を通じて注意喚起など、この機を失することのないよう、早めに行動を呼びかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 14番 浜西金満議員。

○14番（浜西金満君） ありがとうございます。

やはり今からここ何年かの大きな災害等がですね、あの土砂災害に限らずいろんな、江田島市の方も訓練をですね。市をあげて、やってくれております。

私もこういろんな本なんか読みまして、やはりどうしてもこう普段の訓練がやはり、いざいざの時のために役立っているという事例もたくさん聞きます。

ことしも、それはもう、炊き出し訓練も去年もしましたし、もう避難訓練も2回ほどしたと思うんですが、もうずっとそれは今からも続けていく予定でございますか、質問いたします。

○議長（山根啓志君） 岡野危機管理監。

○危機管理監（岡野数正君） まずですね、訓練の中には、関係機関、防災関係機関が集まってやります総合防災訓練というのがあります。

今議員がおっしゃったような市民参加型の市民が避難をする訓練というのがあります。現在、これを長期的にちょっと見直しをしようということで、ある程度、隔年若しくは3年に1度ぐらい総合防災訓練をやりましょう。

市民参加の全員参加していただければこれ1番いいんですけども、津波に対するための訓練もやはりその中でやっていきましょと。

あとは、今度はその災害対策本部がとか情報収集だとか、これを徹底した訓練をやはりやっていきましょという、今大きく三つの訓練を3年を一つのローラーにして考えてやっていこうというふうに、今計画を立てておるところでございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 14番 浜西議員。

○14番（浜西金満君） ありがとうございます。

備えあれば、憂いなし。災害は、忘れたころにやってくる。

あまりない、忘れたころにやってこんでもええんですが、やはりこればかりはどうなるかわかりませんので、危険の度合いがわかれば、人は動きやすい、自主的な行動を促す情報提供が重要です。

底辺から命を守らなければなりません。

官民挙げて取り組んで、防災対策を進めていくことをお願いしまして、私の質問を終わります。

どうもありがとうございます。

○議長（山根啓志君） 以上で、14番 浜西議員の一般質問を終わります。

続いて、10番 片平司議員。

○10番（片平 司君） 10番議員、日本共産党の片平と申します。

よろしくお願ひします。

通告に従いまして、質問に入ります。

介護保険制度について問う。

衆議院本会議で、全野党が反対する中、自民公明両党の賛成多数で医療、介護総合法案が可決されました。

法案にある地域包括ケアは、強引に病床削減して在宅介護に迫りやり、高齢者の漂流を深刻にするものです。

社会保障を本人と家族の責任に迫りやり、介護の社会化という理想も投げ捨て、憲法25条の生存権を否定するものです。

重大なのは、社会保障への国の役割を自助・自立のための環境整備としたことです。

江田島市でも、昨年12月1日、「地域包括ケアシステム」推進啓発事業の講演が開催され、取り組みの外枠や、連携強化が関係団体や市民に呼びかけられ、自助・自立が強調されました。

平成25年12月31日現在で、人口2万6,087人です。自衛隊、外国人を除くと2万5,033人です。自衛隊、外国人を除く65歳以上の人口は1万95人、高齢化率40%です。

人口減少は著しく、少子高齢化も急速に進んでおります。

また今回日本創成会議、人口減少問題検討分科会が、県内女性20歳から39歳の人口変化率を公表しました。

本市は県下30市区町のうち、最下位から3番目で、若い女性の流出も急速に進んでいます。人口減少や少子高齢化の大きな原因が、浮き彫りになりました。

県下市区町のうち、12市区町が消滅の危機に直面すると示され、大都市だけが残る極点社会の到来が懸念されています。

さらに少子化がもたらす親の介護問題は深刻で緊急課題であり、介護保険制度改定は多くの市民が将来生活への不安を訴えています。

子育てから老後まで、安心して住み続けられる、島でねばれる施策づくりについてお伺いをいたします。

一つ目、介護保険制度の改定に伴う対策についてお伺いをいたします。

二つ目、地域包括ケアシステムの現状と問題点についてお伺いをいたします。

以上、よろしくお伺いをいたします。

○議長（山根啓志君） 答弁を許します。

田中市長。

○市長（田中達美君） それではお答えいたします。

まず、介護保険制度の改定に伴う対策でございますが、今回の介護保険制度の改正は、高齢化の急速な進展の中で、利用者の様々なニーズに対応する総合的で多様なサービスと、安定した保険制度の運営を考慮した負担のあり方が検討されているものと認識しております。

今回の国における見直し案として、要支援者に対する介護予防給付事業の中の、訪問介護と通所介護については、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取り組みを含めた多様な主体による柔軟な取り組みにより、効果的かつ効率的にサービスの提供をできるよう、地域支援事業に移行します。

本市におきましても、「江田島市老人福祉計画・第6期介護保険事業計画」を策定する中で、日常生活支援や介護予防などの様々な高齢者施策の検討が必要になってくるものと考えております。

これから、事業計画を策定する上で、「介護保険日常生活圏域ニーズ調査」を実施し、本市に求められている、より効果的な施策の実現に向け、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、「地域包括ケアシステムの現状と問題点について」にお答えいたします。

このシステムは、平成24年度の「社会保障と税の一体改革」において提案されたものです。現在、参議院で、関係法案を審議しており、法案成立後に本格的に事業が展開してくるものと考えます。

今日では、病院や施設で亡くなられる方が90%を超える状況となっておりますが、この一体改革では、「施設から在宅（地域）へ」と本格的にかじを切った内容となっております。

これは、住みなれた地域で医療や介護、生活支援など、受けられる「地域包括ケアシステム」の確立を目指したものです。

在宅での看取りを含めた介護を受け入れてもらうためには、施設並みの安心感が得られる在宅サービス及び多様なニーズに対応する生活支援サービスが必要となります。

江田島市は昨年度から、その準備段階として、「島でねばる」推進事業4事業を展開しております。

地域包括ケアシステムを構築する上で、地域の医療と介護、福祉の連携が必要不可欠であり、そのためには市の役割は、コーディネーター役として積極的に関与する必要があると思っております。

スムーズな在宅介護への移行ができるよう、今年度は6事業を展開し、多職種連携・専門職研修などを通して連携の強化に努め、公的な介護保険サービスだけではなく、地域のインフォーマルのサービスについても情報収集し、在宅介護を支えるシステムづくりを推進してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） それでは、第1項目から再質問をさせていただきます。

まずですね、同じ認識のもとに、質疑応答を進めていきたいのですね、初めに、日本国憲法第25条について述べてください。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） はい。

日本国民でありながら、憲法を知らんのかといわれそうなんです、日本国憲法も、条文が非常に多くございます。

そういうことに関して必要があれば、その担当部署であるとか、そういうところから、条文の内容について説明を受け、判断をするようにしておりますので。

きょうのところは、許していただきますよう。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） では、こちらで調べておりますので。

○議長（山根啓志君） 正井副市長。

○副市長（正井嘉明君） 急にですね、憲法第何条を答えろ。何かクイズではないんですが、クイズ質問みたいな感じもせんわけではないんですけども。

第25条を読み上げます。

「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と。これは読んでみると改めてこういう条文があったな。いう実感をしております。

福祉にかかわるいわゆる最低限度のですね、生活を営む。どういうんかね、権利があると。いわゆる生活保護等のですね。関連憲法の条文だろうというふうに感じを持っています。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 憲法25条には、先ほど今、副市長が述べられましたようにですね、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を、国民の権利と。

もう一つは、国はすべての生活運営について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない、国の義務が書かれております。

この憲法25条ですね、お互いに共有しながらですね、議論を進めて、まいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

介護保険改定はですね、自助・自立のための環境整備が、いかに国が責任を放棄しているかがわかります。

2015年からの介護保険改正は、要支援、1、2の認定者を、全国一律の介護保険サービスから外して、市町村事業のサービスに移行をします。

この改正で、全国で150万人の要支援者がサービスの60%を占める訪問介護、ホームヘルプね。通所介護、デイサービスが介護保険サービスとして利用できなくなります。

市町村の新しい予防介護、日常生活支援総合事業に移行する計画です。

先ほど市長も言われましたけど。

運営基準は市町村の裁量で行うこととなりますが、江田島市ではどのように考えておりますか、お答えください。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） 先ほど市長から答弁がありましたように、包括ケアシステム、こういうものを構築していかないと、サービスを提供することは非常に難しいというふうに私どもも考えております。

そういうことから、医療であるとか介護であるとか、そういう関連する部署、多職種にわたるその関連する部署を1度、できれば会議に参加していただいて連携を図っていくと。

そして、在宅で生活していくために、フォローしていくというふうに、私どもは考えております。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 要は、江田島市内の要支援1、2の人はどうするんか、市町村事業に持っていくんか、今までどおりのサービスするんかを聞いてるんです。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） 独自のサービスを展開するというのは、非常に財政的なことも考えないといけないということでもありますので、その今まで介護サービスで、要支援1・2の方はデイサービスであるとか、ホームヘルプサービスであるとか、そういうサービスを受けてました。それは介護保険の中でのサービスです。

ですから、今後国が一般福祉事業に移行したときに、今までは介護保険の保険料によって賄っておりましたが、それが一般事業になるということになれば、一般会計で事業を展開しないといけない、ということになりますと、費用のどういうんですか、負担をどのように考えないといけないかと。

これがまた、国からどのぐらいの補助が出るか、そこら辺も、現在の段階ではわかりませんので、今のサービスをそのまま提供するというのは、今の段階では、お答えできません。

申し訳ありません。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） とういうことは、要支援1と2の人は、介護保険サービスから外すと、そう理解していいんですか、そのままやるんですか。外すんですか。

国は外せいうとるんです。そのとおりにするんか、せんのか。外さずに江田島市は頑

張ってやっていきます、というんか、これを聞いとるんです。

江田島市は、国がいうように、外しますよというんか、頑張って自主財源を持ってやりますというんか、これを聞いとるんです。

○議長（山根啓志君） 正井副市長。

○副市長（正井嘉明君） 今の御質問ですが、御承知かと思えますけれども、地域医療介護総合確保推進法、一口でいえば関連法案ですね。

そういう表現ができると思いますけども、医療介護総合法案については、今、国会で審議中でございますね。その中では確かに、市町村の受け皿ですね。サービスが地域間格差が出るのではないんかとか、様々な、異議が訴えられていることも承知しております。

しかし、今、すぐに国の方針に従ってですね。どうするんかと、今準備段階で先ほど市長が答弁しましたように準備段階をしていると、そういう状況にありますので、今、必ずこの方向でいくんだということがですね、ここで即答しかねる、特に部長がここで、どうかね外すんだと、国では今のような形ですね、外していくということの方針を出しているわけですが、それを基礎自治体の方ですね、地域間格差が出るんじゃないかというような懸念も出ておりますし、きのうも市長も申し上げたように、この総合法案についてですね、今後、江田島市としてどのように展開していくのか。当然、準備をしていかなくていけないと。

ただ基本的にはですね。御承知だと思いますが、地域包括ケアというのは、高齢者が住みなれた自宅や地域ですね、医療と介護サービスを十分受けられる仕組みづくりをしていこうと、さらにはボランティア活動等ですね、いろいろ、買い物であるとかですね、見守りであるとか、あるいは調理であるとかですね、ごみ出しであるとかそういったような生活支援も、その想定の中に入っているんだろうと思います。この理念はですね、間違いないところだと思います。

ただその方法をですね、今のような形で、要介護1・2これをどういうんか、ラインから外していくということに対して今、即答をどうなんか、どちらの方向で行くんか。

準備は国の動向を踏まえながら準備を進めておりますけれども、現在の状況はですね、即答しかねると。いずれにしても国の方向が出ればですね。

地域もそれにおいて基礎自治体もですね、その方向で検討せざるをえないだろうと。

ただそのところで、本当に高齢者がですね、江田島の福祉がそれできちっと役割は果たすんかどうかということは、必要な視点だと思います。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） まあ副市長答弁されたんですけどですね、まだ国の法律が今、これ来年の4月からするんですよ。

これまだ考えてないんですか、江田島市は。どうするかというのは。

私は当然考えとるもんだと思って質問したんですけど、まだ全然はいじゃあ1年先のことじゃから、どういうふうにするかというのは全然まだないんですか、計画は。

副市長は答弁するとき、ちょっと大きい声で。私ちょっと耳が遠いもんですから、すいませんが。

○議長（山根啓志君） 正井副市長。

○副市長（正井嘉明君） 今どういんですかね検討中であると。国の動向を踏まえながらですね。当然準備はしております。

そういう段階であるということをお答えしているんですね、二者択一でどちらになるんかと、今どうするんかと。

確かに心配で基礎自治体としてですね、心配な要件はあるけれども、しかし、国が一定の方向を出すその背景もわかる。あるいは包括地域ケアシステムということもですね、理念的には間違いないところであると。ということで、現在検討中であるということをお答えしたわけです。

以上です。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） 来年4月から実施するんだとという議員さんの御発言でございますが、介護予防、これについては、訪問介護、通所介護ですね、これは平成29年4月までにすべての市町村が実施するというふうにごうたわっております。

ですから、ごめんなさい。平成29年の4月までに、遅くとも準備しなければならないというふうにごうたわっております。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 平成29年までいっても、これは、2025年が高齢、いわゆる団塊の世代の高齢化が75歳なるピークになるから、江田島市はそれ若干早いかもわかりませんが、それに向けて国は、医療、施設から在宅へという中で、いかに、費用を少なくするかのいうのが根本にあってですね。さっき市長も答弁なかでいわれた医療総合法案が、去年出ました年末で。その中で決まったんですよ。ほいで、江田島市もどっちにしてもそれですね、来年2015年からは、市町村の事業に移すか、介護保険でやるかは決めにゃいけんのですよもう、これほいじゃ平成29年まで待っていいんですね。どうなんです。

江田島市は、国がそういうても、そういうてもいいうのは、介護保険の改定で、来年の4月からは、こっち振り分けるか、こっちへ振り分けるかをせんといけんと思うんですけど、今までどおりやるか、どうするかだけ私は答えてもらえればですね。話が前へ進むんですよ。ほいじゃが、やるかやらんかもわからんのですよいわれたら、話し合いが議論がもう前へ進まんけんやめるようになってしまうんで、その辺でね、非常にあやふやだから市長、副市長も国の動向がまだわからんけど、それを見ながらやっていくんじやいうて、国の動向がだつて、ほいでも、介護保険改定は、もうこの衆議院で決まったんですよ。参議院でも決まりますよ。与党が多いんじやから。

ほいで1年しかないんですよもう。市長簡潔にほいじゃ一つよろしく申し上げます。

○議長（山根啓志君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 私は法律の中の詳しいことはわかりませんが、仮に今国が決めとる介護保険の中の要介護度1、2をですね、要支援は今もうはい、そこらがですね、法でですね、例えば要支援を今までどおり介護保険で、対応してもいいですよという中身になつとるんか、法の中身がですよ、私がわからんのは、議員が質問される中身で、

ちょっと明確に答えることができないんですけれども、要するに要支援の部分が、今までどおり介護保険で適用できるなら、当然介護保険で私はやらしてもらえばいいと思います。

うちの包括ケアシステムの中の、そこは介護保険適用してもらっちゃあええし、介護保険から金をもらった方がえええわけなんで。

もしそれが、法的にそれできんのじゃと、要支援と要介護の1、2は必ず市町村でやらないといけんという法律なるとるんなら、当然、要支援の1、2、要介護1、2は、江田島市がやる、やらざるを得んということで、方向としてはどっちかしかないと思います。

ただし、今法律の中身についてですね、必ずこれ要支援は、市がやらなければいけん、いけないとか、いや介護保険の中へ残してもいいですよという法律になつてれば、私は介護保険残してもらやあ、それが1番今まで通りの中で、やり方で済む話なんで、そう、そうなると思います。

ただ今年度中に、その方針をはっきり、総合事業計画を立てることになっておりますから、先ほどから事業計画を今立てとる最中だから、今この場で明確に答えられんよという答弁をしとるわけですけども。

私がいうどうしてもやらんにゃいけんものはやらんといけんし、で、やらんかってもいい、介護保険で引き受けてくれるなら、今までどおり介護保険で引き受けてもらえば、私はいいと思いますが。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 市長答弁してもらったんですが、福祉保健部長は、福祉保健の最高責任者。一般質問は、1週間前か10日前に出したんです。このために私は一生懸命勉強したんです。インターネットで調べたり、本で調べたり、赤旗新聞読んだりいろいろ調べたり、中央委員会にも聞いたり調べたんです。

にもかかわらずですね。答弁する方が、わからんこといわれたんじゃ、答弁、議論ならんじゃないですか、この会場で。

まだ次にほいじゃあ9月議会のときに同じ質問してですね、まだ半年先にあるけんまだ検討中じゃいわれたら、どうするんです私の立場は。

これじゃあ質問してもですね、当局から答弁、議論ならんじゃないですか。ここで議論するために、ここ議会があるのに。こちらは一生懸命出しとるんですよ。

以前、既に10日か1週間前に、介護保険の改定問題についてお伺いしますよというて書いとるんですよ。地域ケアシステムについてお尋ねしますよと。ほしたらあなたたちはプロじゃないですか、行政の。福祉保健の。それでいろんなことを調べてから、こういう何か聞かれても、大体介護保険の改定なら、法律を調べりゃええじゃないですか。どうなるか、こうなるかいうのを。

私も調べとるわけですから。それをしてくれんにゃ、ここで話にならんじゃないですか。私はこれでやめるようになるじゃない、時間まだいっぱいあるのに。話が前へ行かんのにじゃけん。

それで、市長の答弁の方がよっぽどましなんです。

法律にのっとってやるんなら、介護保険でやりますよと。介護保険でできんものは、市

の方へ持っていくいうんなら。介護保険でやれるいうんなら、やってくれいうていうんですよ。これ、国がすないうていいよんですよ。法律じゃ。それが介護の保険の改定の1番の根本なんです。今回の。

で、そういうことを聞こう思うても、江田島市にそういう対象者が何人おるかを聞こう思うても、あなたまだ全然調べてないのに、どうするんです。

議長、注意してください。これじゃ討論ならんですよ。これじゃもう。

市長がいうたんが答弁だけで、あとは全然答弁になってないじゃないですか。こっちは何日もかけて一生懸命勉強してきとるのに、どうするんです。こういうことで。

○議長（山根啓志君） 暫時休憩いたします。

（休憩 10時46分）

（再開 10時49分）

○議長（山根啓志君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） さっき市長が答弁してくれたようにですね、副市長も私の質問の中身がちょっとようわからんというんですが、要はこの介護保険制度が改定されて、三つあるんですよ。

1番は、さっきいうた要支援1、2を介護保険事業から外して、市町村事業に持っていきなさいよと。

2番目は、今までは法律上ですよ、要介護1から入りよった、特養の入所が3以上に変わりましたよ、と。

三つ目は、介護、使用料が1割であったのが2割。値上がりをする。

主にはこの三つなんです。あなたも読んでしょ。

ほいで江田島市は、来年の4月からそれなるわけですから、要支援1、2の人は、今までどおり介護保険で、サービスをするんか。市の方も、市の事業に移すんか、どうされるんですか、いうて聞いたんですが、どうされるんですか。

それ副市長が答えたように、まだ決まってない、まだ参議院で決まってないけん、これから一年あるから、考えながらやるということなんですか、市長の答弁の方がまともですよ、まだ。法律の中身はわからんにしても、介護保険でできるものはやっていきたい、できんものは、しょうがないけん、市でやるいう、どうなんですか、その辺は。

○議長（山根啓志君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 私が先ほど答弁したように、法的に介護保険で残せるものなら、要支援のも介護保険残します。それができないならもう当然のことで、市が引き受けざるを得ないと。そういう、これはあの要介護の部分もそうですけど、そういう方針になると思います。

○議長（山根啓志君） 10番片平議員。

○10番（片平 司君） 中身の詳しいことについては、改めてまた質問しますんで、要勉強しとってください。

では続いて、地域包括ケアシステムの現状と問題点についてお尋ねしますが、これも来年の4月からだから、まだ法律が決まってないけん、いうふうなことはいわんようにして

ください。

この地域包括ケアシステムですが、進行状況と先ほどの答弁ありましたね、この行政の責任を放棄しない、医療、介護難民、漂流高齢者を、つくりたくないようにしなくてははいけません。これはですね。実際にあった話を例をだしていますとですね。

退院時に、在宅支援サービス担当者会議で計画をつくり、家族も何とか頑張れるとして退院しました。実際には月の半ばで電話がかかり、来月は短期入所が受け入れができないといわれました。理由は、その人に手がかかる、人手がないということで、入院中にですよ。お試し入居もしとるんですよ。家族は、納得ができませんよ。利用者は、利用をさしてもらおうという、弱い立場なんですよ。利用者の方は。

このように、ほかにもですね、形は違っても、サービスの提供者側が区別、選択をする状況が起こると。提供者側がよ。こっちじゃなしに。

本来なら、利用者の選択が優先をされる制度にはなっていますが、このような実態を御存じですか。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） 議員さんの今の内容でございますが、初めて聞いた状況でございます。

○議長（山根啓志君） 田中市長。

○市長（田中達美君） ちょっと補足で説明させていただきますけども、今はいろんなそごが多分あると思います。それがいろんな社会問題いうんですか、いろんな地域での高齢者とか、介護が必要とか、要支援が必要という方のいろんなのそごが生じております。

そういった事例もあるかもわかりません。

よくほかの議員さんもよく知っててもらいたいのは、今のシステムというのは、例えば市役所が行政がここに真ん中においてですね、行政と医療機関、先ほど片平議員さんがいわれたように、もう病院にはいなくてもいいと、家に帰りなさいというときにですね。それをいったん、江田島市へ、ところが、家へ帰っても1人で生活できない。

例えば食べたりすることはなんとかできるけど、買い物はできないとか、外出ができないという方がおります。病院から退院してきた場合には。そういった方を今どうしとるかという市の担当、うちの包括支援センターがですね、担当の者が行って、ほいじゃ、どうします、ホームヘルパーさんをこういう具合にしますか、ああしますかいうて、実はやっています。

それと江田島市が今度次にどこ行くかいうと、そういうサービス事業やとる方とこへ行って、こういう方のこういうことを引き受けてもらえないとか、介護、例えば施設介護が必要な場合には、施設行って、何とかこの人入れてもらえんでしょうか、とかいうて、江田島市の職員、包括支援センターの職員が要するにここに一人おって、ここが行ったり来たり、行ったり来たりして、いろんなことをしとるもんですから、非常に時間がかかるし、場合によっては、そういうさっき言われたような、つじつまが合わないとか、なったりしとるわけです。

ですから今の中で、いろんな社会問題が起きとるというのはそういった、いろんな法律の中でそれが動いとるもんですから、法律の中で動いとるもんですから、どうしてもそうい

うことが起きてくるわけで、そのことが、その地域のサービスがいいとか、悪いとかいう部分へつながるとるわけなんですけども、今回の包括ケアシステム、国がつくりなさいというの、そういう市が、昨日、申しあげましたように、市が全体のまとめる役を担いなさいと。

そして、直接医療機関から例えば福祉、福祉施設とのやりとりが出てきて、こういう退院する方がおるんじゃけどお宅で引き受けてもらいますとか、状況についてはこうですかいう、いわゆる情報をパソコンでの、今度はパソコンなんかの情報交換がですね、今までは個人の秘密なもので、市と病院とか、市と福祉施設しかできなかったのが全体的にそういうことが、包括的にですね。いろんな情報が共有できるようになって、システム的に早く物事がつながるようなシステムというのが、国が目指してる包括ケアシステムですね。

ただ、先ほど私が答弁したように、自宅で最後には、亡くなりたいとかいうのはね、非常に、人の情緒に訴えていいところなんですけど、この包括ケアシステムそのものですね。

例えば医療とか介護とか、民間のNPO法とか民間でいろんなサービス事業がありますけども、そういったものの共通認識で、ほいじゃやりましょうというところ行くまでも、最低3年はかかるでしょうと。専門家の意見でいうとですね。

そういうお医者さんとか施設、福祉施設とかそういういろんなボランティアとかの方々の意見をまとめるだけでも、最低3年はかかるだろうというんですよ。

場合によっては、まとまらないのではないかと。まとまらないのはどうということかいうとですね。お医者さんも気持ちはあってもですね。それに対するお金がついてこなかったらですね、やりませんと。福祉施設もそうです。そういったシステムがこの包括ケアシステムですね。

細かいこと一つだけ一つ一つを、議員さんのいわれるとですね、確かにそごとか、今うまくいってないのもたくさんあります。

ただ全体の中で物事を考えてもらわんとですね、議論が私は逆に進まないと。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 議長、時間何分まであるん。5分か10分延びたか。

○議長（山根啓志君） あと、21分です。

○10番（片平 司君） 福祉保健部長にお尋ねしますが、今いわれたようなことをご存じないということであれば、よう調査してみてください。

次に移りますけど。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） すいません、あのその調査しろといわれても、全く情報がないので、またその中身について、情報いただければと思います。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） ま、私のところへ聞きにきてください、後。

前に戻りますけどですね。またあと行きますけど、大事なことがあるんですが、あなたも調べとると思うんですけど、これは去年の3月31日現在なんですけど、65歳以上のひとり暮らし、そういう数字が全部調べておられますか。なければもう全然話ならんので。

えっとですね。さっきの1番大事なことはですね。要介護4から5の人で、在宅で介護しとる人の数字はわかりますか。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○議長（山根啓志君） 暫時休憩いたします。

（休憩 11時01分）

（再開 11時01分）

○議長（山根啓志君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 福祉保健部からの資料、私ももろうたのを見とるわけじゃから、あなたも当然持つとると思って聞いたんですが、これによるとですね、在宅ですよ。要介護4から5で、在宅で介護しとる人が、4の人が13人、5の人が14人で、27人です。4、5いうたら、当然のことながら寝たきりですよ。この人がですね、特別養護老人ホームがあかんもんで入れないんですよ。

こういう実態は、あなたはまだ4月に来たばかりだから、わしゃ来たばかりで知らんわい、いやそれまでですが、知っとってもらわにやいけんのんです。知っておりましたか。どうなんですか。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） 要介護4の方の施設の入所を希望しとる方、78名と聞いております。そして要介護5は、5の方で62名。ちなみに要介護3の方で82名というふうに、これはちょっとデータとして古いですが、平成24年度末の数字でございます。ですから多少、今日においては、数字に変動があらうかと思いますが、そういう状況であるということでございます。

○議長（山根啓志君） 10番片平議員。

○10番（片平 司君） それでね、何でこの数字を聞いたかといえば、本来ならばね、江田島市の特養の待機者は、383名おるんですよ。

それいちいち書かんでも、これどうせあなたのとこからもらったんですから、帰りやありますから。でね、その中で、全部聞きたかったんですけど、あなたが答弁がどうも詰まるみたいで、話ならんのんで1番大事なことだけ、大切な人だけ。

大切なというか家族が大変な人をね。どうするんかいうのを聞きたいんで。この27人は在宅で介護しとるんですが、たぶん私はほとんど寝たきりじゃないかと思うんです。

要介護の4とか5はね、そういう人は家族介護が大変なんですよ。入れんのです。何とかせんにやいけんでしょう。

どう考えますか。福祉保健部長。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） 施設のサービスについては、国が、要介護の状態のその数字ですね、人数に対して、ベッド数は、37%。基準がありまして、それは国が示した施設の整備基準でございます。

今現在うちの場合、それをオーバーしてますということで、基準には達しておるといふふうに解釈しております。また、全国的にも、52万というふうな、待機者がおられると

いうふうにも、聞いております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 以前から何度もですね。特養ホームの建設とか増床については質問しとるんですが、その度に、国の基準、あなたのいう国の基準を満たしておるんで、だめじゃ、という回答なんです。ですが、こういうふうにですね、要介護4か5で4とか5で、家族介護しとる人が27人、27家族はあるんですよ。

これはあなたも親の介護した経験があるかないか知りませんが、私もまあ母親を去年看取りましたけど。これはですね、ほんとやってみんとね、わからんんですよ。大変なんです。食べらすことから、食べたら出ることから、風呂に入れることから、これはね本当、家族でやるというのはなかなかやってみんとわからん。口でいうだけではね、だめなんです。私は大変じゃろう思うんですよ。この人たち含めて、家族を含めて。

で、やっぱり行政としては、何とかしてあげないけんのじゃないか思うんですけどね。さっきいうように、国の基準満たしとるけんどうしようもできんのじゃないよったら、どうもならんじゃないですか。ほいでね、383人おるんですよ。江田島市内で特養の待機者。要介護1から5まで。要介護1から5までこれ、ダブリはないんですよ。あなたのところのデータですから。福祉保健部のデータですから、間違いはないんです。若干はありますよそれは。日にちがたつとるけん。

ほいでこれのうち383人のうちですね、225人は、病院とか、施設とか、老健とかグループホームとかで入つとるんですよ。今いうた27人が自宅で、なつとるんですね。

ほいでね、例えば、以前何月議会、去年の9月だったかもいうたと思うんですが、例えば、新しく老人ホームを建てなくても、今、江能特養と誠心園とまほろぼと、三つありますよね。が、10床ずつ増やせば、30増えるわけですよ。これをですね、来年から始まる地域ケアシステム。やりながらやってもらいたいと思うんですが、どうですか。

ちょっと答えてください。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） 介護保険事業計画を今年度策定をする予定になっております。で、議員さんおっしゃられるように、施設があれば家族の方も非常にありがたいということは、私も重々わかります。しかし、その30床増やすことによって、それじゃあそこを支える人がどこまで許容できるか、そういうことも考慮しなければならんだろうと考えております。

今現在、江田島市では、介護保険の基準額が月額5,400円です。

で、もし30床、今の議員さんのおっしゃられる、30床ふやすことによって、どう変わるかといいますと、ちょっとそろばんはじかにやわからんですが、相当程度の費用が増すと。皆さんに40歳以上の方に費用を負担してもらわないといけないと。いうことになろうかと思しますので、そこらのバランスも考えながら、考えたいと思います。ですから、ここでやります、できませんとか、そういう話はできません。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番(片平 司君) なかなか難しい問題なんじゃけどね。

これね、どうしてももだめな場合にはね、ショート。ロング、ショート。

1週間とか10日とかの分はね、例えば、1カ月に1週間で2回使うとか、10日を2回使うとかすればね。家族の負担もかなり軽減されるんですよ。

それが、それもできないというのであれば、今介護保険を使って、いろいろ施設に入ったりするとですね、市の持ち分は、あるわけなんです、介護保険から出すわけなんです。

自宅でやっとするわけですから、そういう人には在宅介護手当を支給するとかいう方法も考えられるんじゃないかと思うんじゃないかと。ロング、ショートを使ったり、在宅介護手当を支給したりということも考えてみたらどうです。

○議長(山根啓志君) 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長(島津慎二君) ロング、ショート。介護保険制度にはロング、ショートという言葉はございません。ですから、法律の許す、介護保険制度の中で許される範囲で制度を利用させていただくしか、方法はないものと思います。で、江田島市では、昨年度末までにショートステイのベッド数が50床増えております。

ですからそこら辺の費用も、今後、今年度第6期の介護保険制度、介護保険事業計画に上乗せされますので。皆さんに、費用負担をお願いしなければならないというふうを考えております。

以上です。

○議長(山根啓志君) 田中市長。

○市長(田中達美君) 先ほどのロング、ショートというんですか、そういう呼び方したんですけど、現在のいわゆるショートステイの施設のサービスはですね、実質的には特養と同じ。

法的には2週間なら2週間で、いったんショートですから出るわけなんですけど、実質は書類上の更新だけでですね、同じ方がずっと実質特養と同じような運用をされとるわけなんです。

ですから、議員さんがいわれるような、実際にはそういった、それと同じ形で、実は調べてもらえばわかると思いますけども、実質的なそういう運用しておるんです。

ただそういう運用しながら、なおかつ、まだ施設が足りない。

先ほどからいわれる施設が足りない現状というのは間違いなしにあります。

それと、要介護の4、5を在宅でおるよと。

これどうかせいやというんですが、これ、去年頃の話、去年の話だったと思うんですけども、この要介護4、5の人は、在宅で介護すると大変じゃろうという話を担当の者にしたことがありますけど、そのときには担当の者は、いや実は全部の方が施設入りたいという話じゃ全くないんです、と。

実はこの方は、どうしても例えば本人が、あの施設なんか死んでも入らないとか、家族の方が、あんな施設で共同生活をさすのは忍びないとかいってですね、入るところがないから、家で介護しとるといふんとは、ちょっと状況が違うんですよ。

ですからただまあ、そりゃ確かにそこの中でおるかもわかりませんが、ただ一般的な考え方として、1番、重度の要介護4、5の方がですね、施設入りたいと申請してで

すね、3とか2の人が先に入るということは本当考えられんのです。

そこには、要介護の4、5の方が在宅でおるということは、それなりの事情があつてです
ね、うちにおるんで、その部分はスポット当ててです、要介護の4、5の人が家にお
るじゃないかと。

家族が大変じゃないかといういい方するのはですね、私は皆さんに誤解を与えるからよ
くよくその中身をですね、よくよく見られて、調べてみられてですね、発言をしていただ
かないと、非常に江田島市の福祉行政はですね、遅れて悪いという印象を与えますんで、
本当に中までよく調べていっていただければと思います。

私が昨年度、前の部長たちと打ち合わせしたときには、それぞれ事情があつて、要介護
4、5の非常に重度の方が、家で見ていますと。私が知つとる方でも、要するに全く寝た
きりの方がおります。ほんと、あんまり世話はかからんのですよね、実際に。

いわゆる老老介護でも、十分介護ができるような方が、施設入れるのは難しいから、私
が見ますという方も、実際私は知ってます。その方は、お母さんを施設入れるのは忍びな
いということで、自分で見ております。

ですから、こういう議論をしてですね、お互いに実態はこうですよということの中で
すね、よりよい方向を見出せばと。

実際、議員がいわれるように、全体的に足りない部分は、今間違いなしにありますが、
その解決いうんですかね、その取り組みいうのは続けていく必要があるというふう
に思っております。

○議長（山根啓志君） 残り4分です。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 時間がもうないんで、このですね、介護保険制度は、サー
ビス利用の増加が保険料の値上げに直結する欠陥と書かれとる。

国は介護費の抑制を柱とするために今回、介護保険法の改定をしたわけなんです
が、国は介護保険財政から出す財源に上限を設けるとしとるわけです。

市が絶えずサービスの抑制を市民に強いるか、市独自の負担を増やすかは二者択一を迫
られとるわけなんです、市がどういうふうにしますか。

4分しかないですから、30秒で教えてくださいよ。私まだ3分ほど言わにゃいけんこ
とがあるんですから。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） 市の独自のサービスをどうするかという話なんです
が、これについてもその財政的な問題が、非常に後ろで大きな問題があります。

ですから、ここで、そうします。できません。ということについては、返事ができませ
ん。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 豊富な貯金を使うてね、市民の負担にならんようにね。

ま、あなたは財政課長この前までしよったわけですから、財政については、非常に詳し
いと思いますんで。まあ、一つよろしくお願いします。

ほいじゃ最後にいきますけどね。

最後に、要支援者に対して、保険サービスの継続を求める事業者、各団体などが共同アピールを発表するなど、世論や運動もされて、厚労省は、要支援サービス全体方針を変更してですね、訪問看護、通所、リハビリは残すことになりました。今回ね。

ぜひ本市もですね、国の方針に沿うだけではなく、国に対して国庫負担の増額を強く求めてください。

消費税増税を始め、すべてのものが物価が上がり、負担が重くのしかかっている市民生活の防波堤になるべきです。

地域包括ケアシステムですが、結論はともかく、中身の充実です。結果はともかく、一歩前に進めた市長としてのリーダーシップを願って、質問を終わります。

以上です。

○議長（山根啓志君） 以上で、10番 片平議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

○議長（山根啓志君） 暫時休憩いたします。

11時40分まで休憩いたします。

（休憩 11時19分）

（再開 11時40分）

○議長（山根啓志君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

日程第2 推薦第1号

○議長（山根啓志君） 日程第2、推薦第1号「農業委員会委員の推薦について」を議題といたします。

お諮りします。

議会推薦委員に欠員1名が生じたので、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、次の者を推薦する。

議会推薦による農業委員は、小跡孝廣君を推薦したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議会推薦による農業委員は、小跡孝廣君を推薦することに決定いたしました。

日程第3 報告第3号

○議長（山根啓志君） 日程第3、報告第3号「平成25年度江田島市一般会計予算の繰越明許費に関する報告について」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者からの報告を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました報告第3号「平成25年度江田島市一般会計予算の繰越明許費に関する報告について」でございます。

地方自治法第213条の規定による繰越明許費に関しましては、議案書2ページの繰越計算書のとおりとなりましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いたします。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 報告第3号につきまして、議案書2ページの平成25年度江田島市一般会計繰越明許費繰越計算書により説明させていただきます。

一般会計における繰越事業は、2款総務費で防災事業、3款民生費で障害者自立支援事業及び保育園管理運営事業の2事業、4款衛生費でし尿処理施設更新整備事業、6款農林水産業費で畑地総合整備事業及び海岸整備事業の2事業、8款土木費で地域開発事業特別会計繰出金、道路改良事業、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業、港湾維持管理運営事業及び港湾建設事業県負担金の5事業、10款教育費で小学校施設整備事業、以上、計12事業、総額5億961万6,000円の繰越額の議決を2月の議会定例会でいただいております。

そのうち、2款総務費の防災事業の1事業におきまして、額の確定に伴い、130万円の減額となり、翌年度繰越額の総額が、5億831万6,000円となりました。

なお、繰り越しに係る財源内訳は、既収入特定財源は0円。未収入特定財源として、国・県支出金が1億3,965万9,000円、地方債が2億2,520万円。一般財源が1億4,345万7,000円でございます。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で、報告第3号の報告を終わります。

日程第4 報告第4号

○議長（山根啓志君） 日程第4、報告第4号「平成25年度江田島市地域開発事業特別会計予算の繰越明許費に関する報告について」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者からの報告を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました報告第4号「平成25年度江田島市地域開発事業特別会計予算の繰越明許費に関する報告について」でございます。

地方自治法第213条の規定による繰越明許費に関しては、議案書4ページの繰越計算書のとおりとなりましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げますので、よろしくお願いた

します。

○議長（山根啓志君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） それでは、報告第4号について御説明いたします。

資料4ページをお開きください。

平成25年度江田島市地域開発事業特別会計予算の繰越計算書でございます。

内容は、地域開発事業費の地域開発事業建設工事委託として、1,200万円を繰り越すものでございます。

小用港ウシシ地区において、25年度から公有水面埋立工事を実施しておりますが、県が埋立工事を行って、本市は、水産振興用地造成にかかる負担金を支払うことで、県との工事委託協定を結んでおります。

県の実施する工事の進捗の遅れにより、昨年度の予算の一部を繰り越すこととしたもので、3月に議決をいただいたものと同額でございます。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で、報告第4号の報告を終わります。

日程第5 承認第2号

○議長（山根啓志君） 日程第5、承認第2号「専決処分の報告と承認について（江田島市税条例等の一部を改正する条例）」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました承認第2号「専決処分の報告と承認について（江田島市市税条例等の一部を改正する条例）」でございます。

地方自治法第179条第1項本文の規定に基づきまして、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりまして、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の内容は、江田島市税条例等の一部を改正する条例でございまして、地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴いまして、議会を招集する時間的余裕がないと判断し、平成26年3月31日に専決処分をしたものでございます。

内容につきましては、市民生活部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） 専決処分いたしました承認第2号について、説明いたします。

6ページをお願いいたします。

この度の専決処分は、地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、江田島市税条例の一部を改正する必要が

ありましたので、地方自治法第179条第1項本文の規定により、平成26年3月31日、市長名をもって専決処分したものです。

内容につきましては、7ページから13ページまでが改正条文、14ページから28ページまでが新旧対照表、29ページから32ページに参考資料として、江田島市税条例の改正要旨を添付しております。

29ページからの参考資料により、主な改正内容について説明させていただきます。

まず、市民税関係の改正でございます。

第34条の4、法人税割の税率。

法人税額を課税標準として課税される現行12.3%の法人税割の税率を、9.7%に引き下げる改正でございます。

これは、地域間の税源の偏在を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人税割の税率の引き下げ、当該引き下げ分に相当する課税標準の法人税額とする地方法人税、これは国税でございますけども、これを創設し、その全額を地方交付税の原資とすることに伴う規定の整備でございます。平成26年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税について、適用することとしております。

30ページをお願いいたします。

附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例と、附則第17条の2、優良住宅地造成のために、土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例については、法改正により、平成30年度まで適用期限を3年延長するため、規定の整備をするものでございます。

次に、固定資産税関係の改正でございます。

第57条、31ページの59条につきましては、社会福祉法人等が児童福祉法に規定する小規模保育事業の用に供する固定資産及び学校法人社会福祉法人等が、認定こども園の用に供する固定資産について、非課税措置を新たに講ずることによる法改正に伴う引用条項の整備でございます。

施行期日は、子ども・子育て支援法施行の日としております。

附則第10条の2、公害防止施設等の課税標準の特例について、地方税法で参酌基準とされている率を規定するものでございます。平成26年4月1日以後に取得される施設、設備または機器に対して課する平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用いたします。

附則第10条の3第9項、新築住宅等に関する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告。耐震改修が行われた要安全確認計画起債建築物等に対する減額措置の創設に伴う手続の規定を整備するものでございます。平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる耐震基準適合家屋に対して課する平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用いたします。

附則第21条の第2項、一般社団法人または一般財団法人に移行した旧民法第34条の法人が設置する施設に係る固定資産税の非課税措置を廃止する地方税法の改正が行われたことに伴う規定の整備でございます。

11ページをお開きください。

本改正にかかわる条例の附則の方では、第1条に施行期日。

第2条で、市民税に関する経過措置。

第3条で固定資産税に関する経過措置を定めております。

施行期日につきましては、細かくここで定めて規定をしておりますが、説明資料の右側のほうにそれぞれ記載をしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で、説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第6 承認第3号

○議長（山根啓志君） 日程第6、承認第3号「専決処分の報告と承認について（江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました承認第3号「専決処分の報告と承認について（江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」でございます。

地方自治法第179条第1項本文の規定に基づきまして、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりまして、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の内容は、江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございまして、地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成26年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴いまして、議会を招集する時間的余裕がないと判断し、平成2

6年3月31日に専決処分をしたものでございます。

内容につきましては、市民生活部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） 専決処分いたしました承認第3号について説明いたします。34ページをお願いします。

この度の専決処分は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する必要がありましたので、地方自治法第179条第1項本文の規定により、平成26年3月31日、市長名をもって専決処分したものでございます。

内容については、35ページが改正条文、36ページが新旧対照表、37ページに参考資料として、江田島市国民健康保険税条例の改正要旨を添付しています。

37ページの参考資料により説明いたします。

改正の1点目、課税限度額の引き上げでございます。

第2条、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を16万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を14万円に引き上げるための規定の整備でございます。

改正の2点目、低所得者に係る軽減対象世帯の拡大でございます。

第21条国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における非保険者数に世帯主を含め、軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乘すべき金額を、45万円に引き上げるための規定の整備でございます。

35ページをお開きください。

附則第1条、この改正条文は、平成26年4月1日から施行しております。

以上で、説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定しました。

○議長(山根啓志君)

暫時休憩いたします。

13時まで休憩いたします。

(休憩 12時00分)

(再開 13時00分)

○議長(山根啓志君) 休憩を解いて会議を再開いたします。

日程第7 議案第50号～ 日程第8 議案第51号

○議長(山根啓志君) 日程第7、議案第50号「教育委員会の附属機関の設置に関する条例案について」及び日程第8、議案第51号「市長の附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例案について」の2件を一括議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま一括上程されました議案第50号及び議案第51号についてでございます。

最初に議案第50号、教育委員会の附属機関の設置に関する条例案についてでございます。

いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定に基づきまして、重大事態の調査を行うための附属機関を設置する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして議案書41ページ、議案第51号、市長の附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定に基づいて、いじめ問題調査委員会を設置することに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、教育次長及び総務部長をして説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長(山根啓志君) 渡辺教育次長。

○教育次長(渡辺高久君) ただいま議題となっております議案第50号、教育委員会の附属機関の設置に関する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

議案書39ページに条例制定文を、40ページに参考資料を添付しております。

初めに、主な内容を説明させていただき、その後制定条文の説明をいたします。

議案書40ページ、参考資料をお願いいたします。

今回制定する条例は、教育委員会の附属機関の設置に関する条例でございます。

1 条例制定の目的でございます。

いじめ防止対策推進法が平成25年9月28日に施行されたことに伴い、同法28条第1項に規定するいじめによる重大事態について調査する附属機関が必要となるため、条例を制定し、「教育委員会いじめ問題調査委員会」を設置するものでございます。

2として、いじめ防止対策推進法の抜粋を掲載しております。

下線部に対応する調査組織として設置されるものでございます。

議案書39ページにお戻りください。

条例文でございます。

第1条として趣旨、第2条として附属機関の設置、設置する期間は、別表のとおりでございます。

第3条として委任、附属機関の所掌事務、組織、委員、運営などについては、別に教育委員会規則で定めるとしております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するといたしております。

以上で、説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 続きまして、議案第51号、市長の附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

議案書42ページに改正条文を、43ページに新旧対照表、44ページに参考資料を添付いたしております。

初めに、主な改正内容を説明させていただき、その後、改正条文の説明をいたします。

議案書44ページ、参考資料をお願いいたします。

条例の一部改正の目的です。

先ほど教育次長が説明いたしましたとおり、いじめ防止対策推進法の施行に伴いまして、同法第28条第1項に規定するいじめによる重大事態について調査する。「教育委員会いじめ問題調査委員会」の調査結果について、必要があると市長が認める者を調査する附属機関が必要となるため、条例の一部改正を行い、「いじめ問題調査委員会」を設置するものでございます。

2のいじめ防止対策推進法（抜粋）の下線部分に対応する調査組織として設置するものでございます。

前に戻っていただきまして、43ページの新旧対照表をお願いいたします。

別表に、市長の附属機関として新たに「いじめ問題調査委員会」を加えております。

もう1ページ前に戻っていただきまして、42ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するといたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で、議案第50号及び議案第51号の提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番 片平議員。

○10番(片平 司君) 教育委員会にお尋ねしますが、この委員会ですよね。被害者家族、遺族になるかは別にして、意見をですね入れた公正な専門的な能力のあるメンバーで構成をしますよね。教育委員会や、行政から独立性が担保されて、結果のできるだけ公表が必要と思いますが、いかがですか。

○議長(山根啓志君) 渡辺教育次長。

○教育次長(渡辺高久君) 質問の内容は公表の件であると思いますが、被害者、あるいはその加害者という表現が正しいかどうかはちょっとわかりませんが、そういう、者に対しては、説明責任があると思っております。

以上です。

○議長(山根啓志君) 10番 片平議員。

○10番(片平 司君) 要は公開、透明性とね、がね、十分担保するようにですね、やってもらいたいということです。

以上です。

○議長(山根啓志君) ほかに質疑はありませんか。

11番 胡子議員。

○11番(胡子雅信君) 何点か質問させていただきたいと思うんですけども、まず5月22日に教育委員会の学校教育課の方からこの2案についての説明がありまして、私もいろいろ調べている中で、この全員協議会の中の資料にいきましたら、恐らくこの条例設置が認めれば、そのまま設定するということなんでしょうけども、江田島市教育委員会のいじめ防止基本方針というものが策定をされます。

一方で地方自治体としての地方いじめ防止基本方針、江田島市の防止基本方針があわせてあるのかどうか、というところを確認したいと思います。

それとですね。いろいろ今、いじめ防止について、国が基本方針を策定され、広島県もですね、3月には、広島県いじめ防止基本方針を策定されました。

そしてこのいじめ、防止する対策推進法の14条で、14条にはですね、いじめ防止基本方針ですけども、法の第12条には、地方自治体はいじめ防止基本方針、これ国が方針決定しますがそれを参酌して、地域の実情に応じ、当該の地方自治体における、そういった地方いじめ防止基本方針を策定をするよう努めるものとするということで、もちろん今回は、教育委員会としての方針は策定する、策定案も、方針案も出してらっしゃるんで、もう策定するだろうと。

一方で、江田島市としてのその方針というのは、どうなんだろうというところをですね、先ほど申し上げたのはですね、それと今、廿日市の方も実は3月にこういった委員会を立ち上げておりまして、廿日市の方はいじめ問題調査委員会というのは一つしかありません。

これは教育委員会の、いわゆるそので諮問で動くところで、要は一つしかないんです。

今回、江田島市の場合は、教育委員会のいじめ問題調査委員会と、あとは市長の附属機関であるいじめ調査委員会という、委員会二つ立ち上げるわけなんです。廿日市一つしかありません。そのかわり、先ほどの法14条を言いかけたんですけど、いじめ問題対策連絡協議会というものを設置、各関係機関、協議をする協議会を立ち上げているのが、廿

日市方式と考えていいでしょう。

一方で福山市、こちらの方も、いわゆる方針は市と教育委員会の連名で、福山市の方針を立ち上げられてて、そこは市長若しくは教育委員会で、いじめ問題調査委員会を設置するわけなんですね。

ということで、なぜ江田島市が二本立てになるのかなというところをまず質問、それをまた聞きたいのとですね、あとは広島県にもそのいじめ問題調査委員会があります。

その市町立学校、いわゆる江田島市でいくと、江田島市立小中学校がありますけども、そこに関する重大なその案件があった場合、取り組みは示されているんですよ。そこには、市町の長から県教育委員会に対して、広島県いじめ問題調査委員会による再調査の要請があった場合、広島県教育委員会は、広島県いじめ問題調査委員会に調査を要請するという事なんです。ということは、市長になんかでちょっと再調査してほしいと。教育委員会いじめ問題調査委員会が、そこでちょっともう1回再調査欲しいっていう思いがあれば、広島県の教育委員会にですね、そういった要請することが可能ということなんですよ。

それと、今回の江田島市の市長の附属機関であるところは、これは必要なかどうか。いうところなんですよ。もちろん人選の問題で、二つの委員会に所属する委員は、成り立たないと思いますんで、それだけの人員確保が今江田島市の中で、専門的知識を有する方々をメンバーとして入れられるかどうか。

それについて、回答をお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） まず1点目でございます。

法第12条に基づき、県や国の基本方針を参酌し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効率、効果的に推進するための基本方針を定めたというのが、基本方針の概要でございます。

広島県は公立学校を管轄する教育委員会と、私立学校を管轄する知事部局があるために、広島県いじめ防止基本方針を作成しておるところでございます。

市内の学校の設置者が江田島市であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、学校の設置、管理を行う教育委員会が、いじめ防止等に関する対応を担うことから、権限と責任を明確にするため、江田島市教育委員会いじめ防止基本方針として定めたものでございます。

次に、いじめ問題対策連絡協議会等のことですが、その辺につきましては、江田島市においては現在設置するというふうには考えておりません。子育てとか、ライフネットワークを通じまして、現在、学校において、関係部局と連携して、対応を行っておるところでございます。ケース会議などいろいろ開いて、それぞれで対応しておるところでございます。

28条1項の組織をもって、3項に規定する組織は任意で、28条1項の組織をもって兼ねられることから、そちらの14条の方は設置しておりません。

以上です。

○議長（山根啓志君） 塚田教育長。

○教育長（塚田秀也君） お答えいたします。

補足説明をさせていただきます。

まず1点目の市長の方にも方針はないのか、ということなのですが、法の12条でしたかね、地方公共団体は方針を地方いじめ方針、ちょっと細かくは忘れましたが、方針を策定するという規定がございます。本市の場合は、本市の場合といいますか、教育、地方自治体において教育を所管するところは、教育委員会ということなので、教育委員会がその方針を策定すればよいというふうに認識をしております。ですから、市長のところには方針はなくて、教育委員会がつくったということでございます。

二点目に、なぜ二つの附属機関がいるのかと。一つには、教育委員会の附属機関、二つ目は、市長の附属機関と。なぜ二つもいるのかということなのですが、これは法の趣旨ののっとり、まず、学校または教育委員会のもとに組織を立ち上げて、そこが調査をすると、その教育委員会の元の組織というのが今回の附属機関、その結果を市長に報告すると、そしてそのときに市長の判断で、これはわからんわい、というときには、市長の附属機関がそこを立ち上げて、そこでさらに再調査をすると。我々が出した分に対して、それに対して再調査をするというものでございます。

そして、県の方でも附属機関ができておまして、そこに先ほど議員が言われました県教委に頼んだらいいじゃないかというのもあるんですけども、それはですね、広島県いじめ問題調査委員会設置要綱というのがありまして、この第2条の4項に、このように書いております。

市町立学校において発生した重大事態のうち、該当の市長または町長の附属機関が、再調査を行った上で、該当の市長または町長から調査の要請があったものについて、公平性中立性を確保した調査を行うということですので、市長の附属機関が調査をしないと県は受け付けてくれないということでございます。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） そうなるとですね、ちょっと私もよく理解が、皆さんもまたよくわかってないんじゃないか思うんですよね。

要は廿日市には一つしかないんですよ、福山も一つですよ。教育委員会絡んでるんですよ。ということは逆にいうと、どうなんですかね。ほかの町には、いろいろヒアリングはされてますから、今回出される時に。いろいろ研究されての、今の二本立てにするということを確認されたのでしょうか、それとも教育委員会県教委の方に、こういったことするんだけどもということで、確認されていらっしゃるのか、そこを教えてください。

○議長（山根啓志君） 塚田教育長。

○教育長（塚田秀也君） お答えします。

県の方が、その附属機関をつくったのが、県議会2月議会ということで、ついこの前でございます。市教育委員会の方も、その手順をしっかり見てですね、さらには、近隣の市町の状況もお聞きしました。

市町の方ですね、まだ、足並みが揃ってなくて、江田島市と同じようにやっているところもあれば、まだ、これから検討すると、いうところもございました。

うちといたしましては、その法の規定に基づいて、教育委員会の組織が調査するという

組織がありまして、14条の2項に、附属機関を設置できると、教育委員会ですね、それがありまして、国の方の資料にも、それを兼ねることができると、といったような資料を文部科学省が出してる資料がございますので、それをそのまま適用してつくるというふう
に結論に至ったということでございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） 質問というか、じゃないんですけども、ここに今廿日市ですね、廿日市いじめ防止基本方針を平成26年3月の5日策定なんですけども、そこの方ですね、いじめ防止に対する取り組みとか、いろいろあるんですが、教育委員会には附属機関の設置っていうのがあってですね、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、廿日市市いじめ防止対策委員会があるんですけども、要は調査については、どういうんですか、ごめんなさい。結局は、現状は江田島市はもう二本立てでやっていますと、いうことで、そうすると、委員会のメンバーそれぞれ構成されます。

これからこういった構成員をもって委員会を組織するというのは、これから決めていくかと思うんですけども、先ほども1番初めの質問でも申し上げたんですが、そこらへんの人員の確保というのは、もちろん県の方にお願いして専門員を派遣していただくということも可能でしょうけども、どういんですかね、同じようなそういった委員をですね、お願いする人員の確保できる見込みがあるんでしょうか。こういったところの方を逆に市の方、市の例えば市長の附属機関の調査委員会にお願いしようと考えてるのか。もちろん教育委員会の方の分は、全員協議会の方ではいろいろ説明いただいていますけども、市の市長の附属機関の調査委員会のメンバー、こういった方々を想定されておられるのか。いうことですね、後もちろん、教育委員会の方はいろいろこれから教育委員会規則で、これからつくっていかれるということなんですけど、じゃあ市の方は、市の市長の附属機関はどういうふうな内容のものを、こういったメンバーでもって構成されようとしているのか、そこをこう、お聞きします。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 市の方も附属機関を設置するというので、規則の方でそういった部分を定めていかなくはなりません。

今検討段階ですが、今のところ想定されておるのがですね、弁護士、精神科医、学識経験者、心理福祉の専門家、その他市長が必要と認める者というような専門家の方に、教育委員会と今議員さんおっしゃったように、重複される部分が、違う角度で見られるようなそこらのところを冷静に見られるような部分の中での、選任をしていきたいというふうにご考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） 市長も今、私が質問していること大体御理解いただいたと思うんですけども、まだそのね、市の方もこれからまだその想定している中のものではない中での設置をする条例を案を出せるかな、どうかなというふうなところもあるし、教育長の方からすると教育委員会の基本方針ができればそれでいいんだと、江田島市としての

方針がなくても、なくてもこれが代用できるんだというふうな御答弁だったですよ。

そこがですね、なかなかですね。

私自身中で、理解できないんで、市長お答えください。

○議長（山根啓志君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 先ほどから説明しておりますように、例えば廿日市の場合には、一つの機関が結論を出したら、それしかないわけです。ところが一般的に、皆さんよくわかると思いますけども、マスコミで報道される場合を見るとですね、一つの機関で、教育委員会が調査したり、調査委員会で調査したものがですね、必ずしも関係者全員のですね、納得が得られたような結論が出てこないことが往々にあるわけです。特に、いじめを受けた側の関係者がですね、場合によっては、裁判を起こすとかいうようなことがたくさんあります。

我々としては、教育委員会で作った機関で、一定の結論を出したのを見てですね、市長である私とかさらに関係者のものが、その結論に対して異議があると。それは客観性のある異議であれば、もう一度やはり深く掘り下げて調査をしてみる必要があるんじゃないかと。

こういった問題はですね、周りのみんながある程度納得した結論ではないと、ずうっと後引きます。場合によっては、先ほどいいましてように裁判とかに至ります。そういったことがないように、念には念を入れる形で一度結論、教育委員会が出た結論に対して、また別のところで、もし疑義があればそのことに対してもう一度、その審査調査をしてみるという趣旨ですので、人間は何とか、審査委員をしていただく方は何とか確保します。

ただ、その二度手間もすることないじゃないかというお考えがあるかもわかりませんが、私はより、丁寧にですね、非常に微妙な問題ですから、いじめの問題というのは非常に微妙な問題なんで、最初にいいましたように、関係者がほぼ納得できるような結論に至らんとですね、いつまでもいつまでも、必ずこれ後引きます。最悪の場合には裁判、長期の裁判に至ることになりますので、より慎重にですね、対応するために、同じ役所の中ですけれども、二つの機関を設けるという結論になって、今回の条例提案になったということでございます。

○議長（山根啓志君） 11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） わかりました。

慎重を期すということで、江田島市の教育委員会の方にも附属機関として調査委員会を設置し、一方で市長の方にも、市長の附属機関として、調査委員会を設置する。ということは、逆にその市長が疑義があつて自分の附属機関に調査依頼します。そこでもなおかつ、ちょっとどういうんですかね、納得がいかない部分があれば、今度広島県の方にいわゆる三審制じゃないけど、3回調査をするという認識でよろしいですね、はい。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君） 私は、いじめ問題を解決する両輪が必要だろうと思いますが、片や心配な部分があるわけですね、これをてこにして、今、国の流れが、各首長がいわば教育委員会等が、その首長の附属部門に入っていく、という危険性もあるわけですね。

そこらところは、心配なわけで。

当然いじめ問題を解決するっていうのは、我々議員もやっぱり首を突っ込まんじやならん問題が、今までこういじめ、自殺問題で、各市町では、そうした状況が非常にでてきています。それをやっていかにやならんと思いますが、一つは、政教分離というところの部分も考えていかにや、大変なことになるんじゃないかならうかと思っております。

執行部の方としたら、その部門をしっかりと、どういうんですか、仕分けのところ、お願いしたいと思えます。

○議長（山根啓志君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 教育現場にかかわることなんで、執行部の方が教育にかかわるところは、当然もう足を踏み入れることは絶対できません。

大阪の橋下市長さんがですね。非常に過激なこといわれるんですけども、やはり教育の中立性というものは、どうしても守らんじやいけません。

ただこのいじめの問題についてはですね。その細かく言えばやはり教育の問題につながる可能性もあるんですけど実際現実に、いじめの問題を例えば現場で起きた場合に、これを解決するときにはですね。そういう教育の問題を離れて、もうどういうんですかね、人情とかそういったことに特化した問題に実はあります。

江田島市内、江田島でもそういったいじめの問題起きますけれども、それらやはり解決方法とか、解決するに至るまでのいろんなことを報告を受けますとですね、やはり、第三者の中立的な第三者の方が、正確に判断し、両方から聞き取って、正確に判断をして結論を客観的な結論出してもらいうことがいかに大事なかということは、私はそういう教育の中立とかいうことは一切踏み込むつもりはないんですけども、非常にそういう中立的な方の判断が必要などというのは、実際に江田島市でも、そういった当事者同士ですと、いうたとかいわないとか、したとかしないとかいうことでそういったことに流されてですね、非常に解決が長引くと。そのことが、また学校の教育現場の教員の日常の活動の中に支障が出るとかいう、様々なやはり弊害がありますので、できるだけ早く、中立的な方に起きた事案をですね、解決していただくと、円満に解決していただくということが大事なというふうに思っております。

ただ、議員がいわゆるように、執行部の方がですね。そういう政治的な判断とか、恣意的に物事を進めるということは決してありませんので、そのことだけは、御心配ないようにはしていただきたいと思えます。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） いじめ問題調査委員会が立ち上げられるということで、ありがたいことなんですけれども、実はこのいじめ問題が出てくるのを今、大変つらい思いで私は、聞いておりました。

いじめ問題というのはですね、いじめというのは、まずいじめる側といじめられる側、それと、傍観をする立場にあるもの、この三者だろうと思うんです。で、いじめられる者はですね、決して家に帰ってですね、お父さんお母さん私は、これこれで誰それからいじめを受けとるんじゃないかという事は決して言いません。やはり自分も友達をいわゆるいじめら

でもカバーをすとか、というような気持ちが働くんだらうと思うんですね。

私なぜこれをいうかといいますと、実は私の娘が、小学校のころに、そういういじめにあいました。ある日突然にですね、家へ帰ってきて、で何も言いません。けども、私の女房が、風呂に入るときに子供の両手を見たんですね。したら、両方腕のここから下が、もう真紫になっておりました。で、女房がびっくりしてどしたんかという、実はこれこれこうでいうて、最初なかなかいわんかったんだけど最後は、とにかくつねられて、つねられてつねられてこうなったんじゃないということで、これは放っておかれんということで女房が学校に行って、何とかこうしたんですけれども。

私は、この調査委員会ですね、この事案にかかる前にですね、やはり教育委員会、学校、地域としてですね、そういうことが起こらないようにすることが、私は大切だらうと思うんですが、これはあくまでも、こういうものは結果論ですよ。これがね、かかるようになったらいいんです。これが機能するようになったらいいんですよ。

だから、そうならんような、いわゆる取り組みを教育委員会として、現在どのようにされているのか、お願いします。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 先ほどの御質問でございます。

学校でいじめ、もちろんそのこういういじめ問題に調査委員会が発動されないというのが、最も大切なことであろうと思っております。

各校長とかいろんな研修会において、ささいなことから始まっているということで、教職員一同そういうささいなことに対して、一生懸命目を配って、小さいうちに、大きくならないうちに指導という形で、認知という形で教育委員会にも報告は上がってきておりますので、そういうことを常にずっと続けていて、教職員同士でも研修を行い、児童生徒のそういうことが起こらないように、一生懸命教育現場はやってるところでございます。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） はい、わかりました。

よろしく願いいたします。

いじめる方はですね、決して最初はいじめと思ってないんですよ。ただ、最初悪ふざけといいますか、冗談といいますか、スキンシップといいますか、そういう側が、する方は、それぐらいのことしか思っていないんですよ。でも、やはりされる側、それを受ける側ですね、冗談気に逃げて行ってもですね、やっぱりこれ心や体に傷が残るわけですよ。

ですから、我々も一生懸命、そういうものに目配りとか、気配りをしますので、教育委員会、または市全体としてですね、これは本当に、子ども子育てに関しても大変重要なことでもありますので、そういうことのないように、取り組んでいただきたいと思います。

我々も頑張ります。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、直ちに採決を行います。

まず、日程第7、議案第50号「教育委員会の附属機関の設置に関する条例案について」を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第51号「市長の附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例案について」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第52号

○議長(山根啓志君) 日程第9、議案第52号「江田島市児童公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第52号「江田島市児童公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」でございます。

江南児童公園の廃止に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(山根啓志君) 箱田土木建築部長。

○土木建築部長(箱田伸洋君) それでは議案第52号、江田島市児童公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

この条例は、本市の児童公園について、設置及び管理に関する規定を定めたものですが、条例の第2条で、児童公園の名称及び位置を別表の第1に定めております。

このうち江南児童公園につきまして、利用者の状況等を踏まえ、廃止することとして必要な改正を行うものでございます。

46ページに条例案を記載しておりますので、読み上げさせていただきます。

江田島市児童公園設置及び管理条例の一部を改正する条例、江田島市児童公園設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

別表第1、江南児童公園の項を削る。

附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

この江南児童公園の廃止の理由でございます。

この江南児童公園は、昭和60年に土地の賃貸借契約を行って整備をしたものですが、現在児童の減少等により、利用者がほとんど見られない状況となっております。

一方で、借地料が年間約84万円と財政負担となっておりますことから、自治会の方とも相談をさせていただきまして、賃貸借契約である賃貸借契約の期限であります平成27年3月31日に土地を返還し、翌日4月1日をもって廃止することとしたものです。

土地の返還に当たりましては、公園内の施設の撤去を行い、元の状況に回復する必要がございます。

この撤去工事に要する費用について、その予算を今議会で補正で要求させていただいております。

以上で、説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 江田島市内の公園については、きのうも一般質問で出ましたけど、児童公園を含めた公園ですよ。

これの見直しをされたらどうかと思うんですよ。全然使っていないような、何もないというか草ぼうぼうになつとる、これほとんどが今、公園の管理は地域の自治会に任しとるんじゃないかと思うんですが、これも安い1平米何円とかいう、非常に安い賃金というんか、使用料何ていうんですかね、お金で今やってもらいよるわけなんですけど、これ見直し、もう全然使っていないとかね。いうようなところはもうなしにするということは考えてないですか。

○議長（山根啓志君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） 公園の見直しにつきまして、昨日の一般質問で市長の方からも答弁がございました。

児童公園が28カ所。今回一つ減ったら27カ所になります。通常の公園が22カ所、市内には約50カ所の公園があるわけですけども、今議員おっしゃいましたように、箇所も非常に多いわけですが、その利用の状況、それからその遊具、きのうのお話もございました遊具の状況、そういったようなことも踏まえましてですね、全体的に市のほかの港湾とか漁港にあります緑地等も総合的に考えながら、全体的な見直しを今後図っていく必要があるというふうに考えております。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） まあ、人口が減つとることだし。減すものは減して、またええとこ、ええのあつたらつくとか、いうことを考えて、効率的にやってください。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第53号

○議長（山根啓志君） 日程第10、議案第53号「江田島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第53号「江田島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案について」でございます。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、消防長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 小林消防長。

○消防長（小林 勉君） それでは、議案第53号、江田島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

資料の49ページから50ページに条例改正案、51ページに新旧対照表、52ページに参考資料を添付しております。

52ページの参考資料により説明いたしますので、お聞きください。

はい、1の改正理由でございますが、本改正は、国において消防団員の処遇改善を目的

に、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正され、退職報償金が引き上げられたため、本市の条例で定める非常勤消防団員に係る退職報償金の支給額を引き上げるものでございます。

2の概要でございますが、政令と同様に、階級・勤務年数により一律5万円を引き上げるものでございます。ただし、勤務年数が5年以上10年未満の団員については5万6,000円引き上げるものでございます。

3の改正内容でございますが、退職報償金支給額を、改正後の額と現行の額を比較して表にまとめておりますが、階級と勤務年数により、それぞれ上段が改正後の支給額で下段の括弧内が現行の支給額でございます。

4の施行期日等でございますが、公布の日から施行し、本年4月1日以降に退職した消防団員に適用するものでございます。また、4月1日以降施行の日の前日までに退職し、既に支給した退職報償金は、新条例に基づく、退職報償金の内払いとみなすものでございます。

続きまして、5の掛金については、参考ではございますが、本市においては、政令に基づいて設立された消防団員等公務災害補償等共済基金に加入し、退職報償金を支給しておりますが、基金への掛金については現行どおりで、引き上げは行われておりません。

以上で、説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第54号

○議長（山根啓志君） 日程第11、議案第54号「江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第54号「江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案について」でございます。

消防法施行令の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、消防長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 小林消防長。

○消防長（小林 勉君） それでは議案第54号、江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

資料54ページから56ページに条例改正案、57ページから59ページに新旧対照表、60ページに参考資料として江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案についてを添付しております。

60ページの参考資料により説明いたしますので、お聞きください。

1の改正理由でございますが、本改正は、昨年8月に、京都府福知山市の花火大会で、露店商が発電機に使用していたガソリンの火災により多数の死傷者が発生したことを踏まえ、同様の事故を防止するため、多数の者の集合する催しにおける火気の取り扱いについて、消防法施行令の一部が改正されたことに伴いまして、火災予防条例の一部を改正するものでございます。

2の改正内容で、（1）消火器の準備に関するものでございますが、火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生の恐れのある器具の取り扱いの基準の中に、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しにおいて対象火気器具等、つまりは液体燃料、気体燃料、個体燃料、電気を熱源とする器具を使用する場合には、消火器の準備をした上で使用することを定めるものでございます。

次に、（2）「指定催し」の指定でございますが、消防長は祭礼、縁日、花火大会、その他の多数の者の集合する屋外です、屋外での催しのうち、大規模で火災の発生時に人命、または財産に特に重大な被害を与える恐れのあるものを、「指定催し」として指定するものでございます。またその指定の際に、事前に主催者の意見を聞き、指定の通知を行うとともに、広く一般に知らせるために公示しなければならないこととしております。

また、「指定催し」に該当するものとしては、出店する露店等が100店舗を超えるものを想定しております。

次に、（3）「指定催し」の主催者の義務でございますが、「指定催し」の主催者は速やかに防火担当者を定め、当該催しを開催する14日前までに、火災予防上必要な業務に関する計画を消防長に提出するとともに、当該計画に従って、必要な業務を行わなければならないものでございます。

続いて、（4）露店等開設の届出でございますが、これは火災と紛らわしい煙等発する恐れのある行為の届出として、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合す

る催しに対象火気器具を使用する露店等を開設する者に、届け出義務を課すものでございます。たき火、煙火の打ち上げなどと同様、3日前までに消防署等に届け出なければならぬものでございます。

次に、(5)罰則でございますが、「指定催し」の主催者で、火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者に対し、罰金を科するもので、屋外における催しの防火管理の実効性を担保するものでございます。

続きまして、3の施行日でございますが、平成26年8月1日といたしております。

以上で、説明を終わります。

○議長(山根啓志君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番(片平 司君) これ去年の事故の受けていうことなんですけどね、この江田島市内においては、これから秋祭りが9月になったら始まるんですよ。これが昼とか夜店なんかがたくさん出るわけなんですけどね。今までは、この改正される前は、そういう野放しじゃったんですか。消防が見に行くということはなかったんですか。

○議長(山根啓志君) 小林消防長。

○消防長(小林 勉君) はい、これまで法律で規制はありませんでしたが、そういったものの防火管理について、すべてではございませんが、立ち入り検査等指導はさせていただいております。

○議長(山根啓志君) ほかに質疑はありませんか。

2番 酒永議員。

○2番(酒永光志君) すいません。

この条文の中でですね、対象火気器具等とありますので、これについてもちょっと具体的な例示を教えてくださいのと、例えば本市の場合、フェスティバル江田島であるとか、ミカンマラソンであるとか、かきカキマラソンがあるとか、それぞれの催しを計画実施しておりますけれども、この中で、こういう対象器具等はですね、使用しててやっておる露店もあると思いますので、その露店の定義もですね、例えば一般のPTAがやるものであるとか、その各種団体がやるものであるとか、それらも皆露店の定義の中に入るのかどうか、そこらを教えてください。

○議長(山根啓志君) 小林消防長。

○消防長(小林 勉君) はい、まず1点、対象火気器具の定義でございますけど、液体燃料、気体燃料、固体燃料等を含む、電気を熱源とする、コンロですよ。コンロであるとかストーブであるとか、例えば夜間に発電機を使うガソリンの発電機、こういったものが対象火気器具ということになっております。

続きまして、本市で縁日、祭礼、催し、現行対象火器具が使われたような形で、催し物がされております。

それでよろしいですか。

露店の定義はですね、先ほど申しましたように、対象火気器具を使う店や屋台です。で、

催しの定義であればですね、それは不特定多数の方を呼ぶようなこういった催し、これが該当しまして、PTAの中で、PTAの何らかの会合のときに、豚汁をやるから、というような場合はですね、これは、この催しには該当しないということでございます。

ですから不特定多数、何人来るかかわからんですが、皆さん来てくださいますよと、露店を構えておりますというふうな催しもので、100店舗を超える以下のものについては、消火器の設置と3日前の届け出、100店舗を超えるような大きなものであれば、14日前までに消防長が指定をしまして、14日前までに計画を出さすと。こういうようなことでございます。

○議長（山根啓志君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） まあ、あの不特定多数、先ほど例示に挙げましたフェスティバル江田島であるとか、ミカンマラソンであるとか、ああいうのが当然、不特定多数の方が参加しますので、その中で、たとえPTAであろうと、各種団体、例えば花組合であろうとですね、そういうものが、そういう対象火器器具を使用する場合には、これが該当するということによろしいわけですね。

○議長（山根啓志君） 小林消防長。

○消防長（小林 勉君） はい、そのとおりでございます。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） 今回の条例の改正ということなんですけども、今、酒永議員が質問したところに補足で質問させてもらいたいんですけども、いわゆる消防長の指定する催しというのが、出店露店数が100を超えるものということでございますけども、今は江田島市の方でいろいろなイベント等やっておりますけども、100を超えるイベントがこれまでに何件、何箇所、要は、指定される催し物になると、それを14日前までに、催し物の責任者が計画立てるわけですよ。ということは、これを条例案が変わった場合、なった場合には、対象となるものの方々には、ただやっぱり速やかに、こういうことになりますよという通知はやっぱりしていかなくちゃいけないと思うんですよ。

そういう意味では、100を超える露店のイベントがこの2、3年のうちにあったかどうか、対象となるであろうイベントが、例えば術科学校の中にあるサマーフェスタ江田島もありますけども、100も超えとるんかなどうなんかないうんがありますんでね、そこをちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（山根啓志君） 小林消防長。

○消防長（小林 勉君） お答え申し上げます。

消防本部の調べでは最も出店数の多かった、昨年でございますが、能美町の八幡神社の例大祭で48店舗でございます。ちなみに、サマーフェスタが20店舗、フェスティバル江田島が15店舗。大柿町八幡神社の例大祭がそれぞれ22店舗。100店舗を超えるようなイベントはありません。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより、直ちに採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

起立全員です。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 5 5 号

○議長(山根啓志君) 日程第 1 2、議案第 5 5 号「平成 2 6 年度江田島市一般会計補正予算(第 1 号)」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。
直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。
田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第 5 5 号「平成 2 6 年度江田島市一般会計補正予算(第 1 号)」でございます。

平成 2 6 年度江田島市の一般会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 7, 1 6 2 万 4, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 4 4 億 6, 9 6 2 万 4, 0 0 0 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(山根啓志君) 土手総務部長。

○総務部長(土手三生君) 議案第 5 5 号、一般会計補正予算第 1 号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

事項別明細書の 1 0、1 1 ページをお願いいたします。

最初に歳入から説明いたします。

1 4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目民生費国庫補助金は、社会福祉費補助金で、臨時福祉給付金給付事業に係る給付費補助金及び事務費補助金の増額補正を、障害者福祉費補助金で、障害者地域生活支援事業費の増額補正に伴う地域生活支援事業費補助金の増

額補正を、児童福祉費補助金で子育て世帯臨時特例交付金給付事業に係る給付費補助金及び事務費補助金の増額補正を行っております。

次に、3目土木費国庫補助金は、平成25年度に交付されなかった港湾施設長寿命化計画等設計委託料に係る社会資本整備総合交付金の追加がございましたので、増額いたしております。

15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金は、障害者地域生活支援事業費の増額補正に伴う地域生活支援事業費補助金の増額補正です。

4目労働費県補助金は、緊急雇用創出事業。これは、訪問介護員等養成事業委託でございますが、の増額補正に伴いまして、緊急雇用対策事業費補助金の増額補正です。

19款1項1目繰越金は、前年度繰越金を一部予算化し、補正の財源といたしております。

12、13ページをお願いいたします。

20款諸収入、6項4目雑入は、臨時職員・嘱託員の社会保険料個人徴収金の増額補正です。

続いて歳出の方の説明をいたします。

14、15ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費は、議場マイクシステムの修繕料の増額補正です。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、総務一般管理事業費で、いじめ問題調査委員会委員の報酬及び費用弁償の増額補正を、人事管理事業費で、一般事務嘱託員の報酬及び臨時職員の賃金などの増額補正を市制施行10周年記念事業費で、記念式典など業務委託料の増額補正を行っております。

3目政策推進費は、庁舎整備ガイドライン作成業務委託料の増額です。

6目財産管理費は、公営企業船指定管理者制度への移行に伴う指定管理者選定委員会外部委員の報償費及び費用弁償の増額補正です。

16、17ページをお願いいたします。

7目企画費は、公営企業船の指定管理者制度への移行に伴う導入支援業務委託料などの増額補正です。

8目情報政策費は、社会保障番号制度に伴う基幹系クラウドサービス分のシステム改修業務委託料の増額です。

9目交流促進費は、中郷まちづくり協議会の設立に伴う拠点施設整備費の工事費の増額補正です。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、臨時福祉給付金給付事業の給付費及び事務費等の関係する事務費等の増額補正です。

18、19ページをお願いいたします。

2目障害者福祉費は、訪問入浴サービスのサービス量の増加に伴う事業委託料の増額です。

2項児童福祉費、2目児童措置費は、子育て世代臨時特例給付金給付事業の給付費及びそれに伴う事務費の増額補正です。

20、21ページをお願いいたします。

5 款労働費、1 項労働諸費、1 目労働対策費は、先ほど歳入の方で申し上げました訪問介護等養成事業委託料の増額補正です。

なお、当該委託事業は、平成 27 年度にまたがるため、債務負担行為の設定をお願いすることにしております。

6 款農林水産業費、1 項農業費、4 目農村整備費は、工事請負代金請求事件判決確定に伴う追加工事費及び弁護士成功報酬等のほか、中田排水機場ポンプ整備の修繕工事費の増額補正です。

3 項水産業費、2 目水産業振興費は、県の港湾整備事業に伴う浮き桟橋移設工事に係る測量・設計業務委託料などの増額補正及び水産業施設修繕補助金の増額補正です。

22、23 ページをお願いいたします。

8 款土木費、4 項港湾費、1 目港湾管理費は、大柿港、こちらは旧大君小学校前の野積場舗装工事の増額補正です。

5 項都市計画費、3 目公園費は、江南児童公園の廃止に伴う公園施設等撤去工事費の増額補正です。

9 款 1 項消防費、1 目常備消防費は、日本損害補償保険協会から寄贈された、高規格救急自動車に装備する備品購入等の増額です。

24、25 ページをお願いいたします。

10 款教育費、1 項教育総務費、3 目教育振興費は、教育委員会いじめ問題調査委員会委員報酬の増額。

なお、当初予算では、いじめ防止対策推進委員会委員報酬の名称で計上していたしておりましたので、名称の変更に伴い、組替えを行っております。

4 項社会教育費、4 目図書館費は、当初予定いたしておりました嘱託員と非常勤司書の人数が実情と異なるため、組替え減額補正を行っております。

なお、26、27 ページに給与費明細書、28 ページに債務負担行為の支出予定額等調書をお示しいたしております。

それでは、予算書 5 ページの方にお戻りいただきたいと思っております。

第 2 表 債務負担行為補正です。

先ほど御説明申し上げました追加といたしまして、訪問介護員等養成事業委託をお願いいたしております。

以上で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 7, 162 万 4, 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 144 億 6, 962 万 4, 000 円とする、一般会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9 番 山本秀男議員。

○9 番（山本秀男君） 3 点ほど、お聞きしたいと思います。

まず 15 ページの、指定管理者選定委員会報償金 9 万 3, 000 円計上してありますが、この委員会とはどのような構成を考えられているのか。お伺いします。

2点目に17ページの公営企業船指定管理者制度導入支援業務委託とは、何でしょうか。これは、具体的にお尋ねします。

それから21ページの、4目農村整備費、工事請負費978万8,000円計上しておりますが、これは、説明がありましたが、佐古農道の請負代金請求事件確定による支払い額。

先日の全員協議会では、546万7,650円とお聞きしておりますが、今の説明では、約430万はほかの工事、中田ポンプ補修ですか、その補修に充当すると、いうことでよろしいですか。それでですね。

請負代金の請求は、これは補償補てん、補償費が適切ではないのかなと私は感じるんですが、この点についてお伺いいたします。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） まず1点目の指定管理者選定委員会報酬、委員の報酬の関係なんですけど、今回市営船の指定管理者の選定を行っていきます。

これは透明性を確保しつつ、専門的な見地から判断をしていただける委員を構成していかないといけないと考えております。その中で、江田島市指定管理者選定要綱という要綱がございます。その中に、職の指定がされておる部分もございます。その職の指定をされておる部分が、副市長、教育長、担当部長という職が指定されております。

それ以外ですね、今回外部委員の登用を想定いたしておりまして、具体的に今、今回補正の方でお願いしとる部分の中では、学識経験者、公共交通や会計の専門家など4名の外部委員をお願いしたいと考えておりまして、補正で計上させていただいております。

○議長（山根啓志君） 山本企画部長。

○企画部長（山本修司君） 引き続きまして、2点目の公営企業船指定管理者制度導入支援業務委託とは何かという御質問であったと思いますが、現在、公営船の指定管理者制度導入に向けて、総務部、企画部、企業局、関係部局が連携を図りながら、どのような形で、市営船を指定管理者制度に移行していくのがいいのかということで、知恵を絞っておるところでございますが、市営船の指定管理者制度の導入というのは、全国的にも例が少のうございます。

また、航路の運航に関する指定管理者への適切な条件設定などについては、航路に関する専門的な知識は、これは必ず必要となってまいります。

ですので、これについて、こういったことに対する専門家のアドバイスをいただくということでもありますとか、適切な指定管理者制度への移行を図っていくために、この業務委託を考えておるところでございます。

具体的な中身については、1番大事な部分になります公募要項の設定でありますとか、事業者と事業者が決まった後に、実際に締結する協定の内容でありますとか、そういったところに専門的な知見をいただこうということで、このような予算を現在計上させていただいております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） それでは、21ページの佐古地区農道の訴訟の工事請負費

関係のことについて申し上げます。賠償金で払うべきではないかというふうな御質問じゃなかったかと思いますが、この工事請負未払金の工事請負代金は、あくまで賠償金ではなくて、労働の対価として、工事請負費が払われてなかったというふうな、判決でございますので、弁護士との協議との結果、やはり、本来の工事請負費で払うべきであろうと、いうふうな判断を、意見をいただきましたので、このような形で予算計上させていただいております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） はい、わかりました。

それで、公営企業船の指定管理者制度の導入委託でございますが、これは具体的に委託先等、お考えがあるかどうか、ここらをお聞きしたいと思います。

それから、先ほどの農道の、佐古農道の件ですが、工事請負費で工事、確かに工事が未払いだから、工事請負とは感じるんですが、もうこの工事は、もう決算も済んで、もう市の監査ももう済んでおるわけですから、これを今から、工事請負費で出すということになれば、設計書を作成して、入札、随契をして、それから各種届けを出して、そういう手続が法的に可能なのかどうか、私はちょっと疑問なところが生じるんですが、できるんなら、そりゃいいと思うんですが、どうかのういうふうになんかちょっと疑問なところで、ございます。

○議長（山根啓志君） 山本企画部長。

○企画部長（山本修司君） 指定管理者の業務委託に関する追加の御質問だったと思いますが、先ほども申しましたように、市営船の指定管理者制度の移行については、全国的に例も少なく、そういった事例を取り扱ったケースというのは、なかなか研究材料がございません。ですので、そういったことを実際に研究をされている事業所でありますとか、他の公営船の経営改善に取り組んだ事例を持っておられる、そういったところに、そういった専門的な知見を有していらっしゃる事業者には、ぜひともお願いしたいというふうに考えております。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） さっきの佐古地区の農道の訴訟の工事でございますけれども、新たにその設計書を組んだりということは、今考えておりません。あくまでも、司法の判断の判決文をもとに、支払おうというふうに考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

4番 中下議員。

○4番（中下修司君） 今の公営企業船の件ですけど、指定管理人の。金額もあがりますしですね、前にも全員協で聞いたと思うんですけど、大体のもう、スケジュールというのがですね、いわゆる指定管理人の公募に当たってですね、大体の方針をスケジュール的な面はある程度できているんじゃないかと思うんですけど、この委託については、大体いつ頃を考えておられるんですか。

その点、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（山根啓志君） 山本企画部長。

○企画部長（山本修司君） 今言っていた、全協でも説明させていただいたのですけれども、先ほども申しましたように、関係する企業局または船員さんの待遇に関するところでありますとか、企業会計をどういうふう処理していけばいいのかというところでの財政の研究、または企画部の方では、指定管理者制度をどのように組んでいくのがいいのかというところで、それぞれの関係する部局がどういう手順が必要になるのかということ総力を挙げて、今洗い出しをしておるところでございます。

しかしながら、専門的な知識が乏しゅうございますので、今定例会において補正予算を通していただいた折には、先ほど申しましたような専門的な知見を有する者に、私たちが今組んでいるスケジュールで本当にうまく航路を守っていけるような事業者、指定管理をお願いすることができるのかどうか、というところの、私たちが今洗い出しているスケジュールを精査をしていただく作業をしていただくということを考えております。

ですので、ある程度の手順は27年の4月に向けて、含めてはあるんですけれども、専門的な知見を有する者に、私たちの組んでいる手順をもう1回洗い直していただいて、その上で、透明性と公平性と公正さを確保しながら、丁寧に手順を進めていきたいというふうに考えておりますので、実のところ、27年の4月というのが若干苦しいのではないかと、いうふうに思っておりますが、まず、予算を通していただいて、私たちが今組んでいるスケジュールを専門的な知見を有する者に見ていただいた上で、あらかじめスケジュールが固まり次第ですね、これは市民の皆さんも、議員の皆さんも大変関心の深いことであろうと思えますので、できましたら、早急にまた全員協議会などの場を設定していただいて、一つずつ階段を上がるように丁寧に説明をさせていただいて、透明性を確保して、このことにはあたりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 4番 中下議員。

○4番（中下修司君） 今の御言葉信じておりますのでよろしくお願いします。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） すいません、まず2点です。2点というか、3点というんですかね。

23ページなんですけども、港湾維持管理運営事業費ということで、先ほど説明では大君野積場の舗装の工事であるところなんですけども、具体的にはどういった目的を持って、要は、もう修繕しなくちゃいけないんだというようなところで舗装するのか、若しくは新たに使用目的のために舗装するのか、そこら辺のところを教えてください。

それと先ほど条例案、教育委員会と及びその市長の附属機関での調査、いじめの分の調査委員会の委員報酬、今回、この補正予算で出ております。

まずは、15ページのその委員会報酬出ておりますので、何名を想定されての予算計上なのか。また教育委員会の方でもいじめ問題調査委員会の委員報酬出ておりますので、何名の委員を想定しての予算計上なのか教えてください。

○議長（山根啓志君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） まず、23ページの港湾維持管理業務の関係でござい

ますが、御存じのとおり、今大君小学校のグラウンドのところですね、産業振興施設の誘致の案件が上がっております。

ちょうどこの場所がですね、その目の前にある野積場ということになっておりまして、施設が完成後はですね、やはりそこらを使って、いろいろ人が出入りされて利活用が多く、一般の方も含めてですね、多くなるんだろうと思います。

そういったようなことで、今の野積場のところを舗装をさしていただくということで、今回提案をさせていただきます。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君）

市長部局の方のいじめ問題調査委員会の委員の報酬の関係なんです、日額5,800円の10人、委員さん10人の2回分を計上いたしております。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 教育委員会につきましては、同じく5,800円ですが、10名以下で、1回分を考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑ありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 17ページの003、9目のまちづくり関連施設維持管理事業の中郷まちづくり協議会の施設をつくるとか、直すとかいう具体的にこれはどういうふうなんでしょうか。

それと、同じく15ページの市制10周年記念事業ですね、これは具体的に、どのようなことをやられるんか。

それと、同じくそこにあります、庁舎整備ガイドライン作成委託料ですね。これの具体的なことを。それとですね、最後に25ページに教育費のところで図書館費が、非常勤司書報酬の157万7,000円の減額補正は、非常勤の司書が、いらなくなったということなんでしょうか。

以上です。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 15ページの市制施行10周年記念事業費の件、説明申し上げます。一応ことしで10年迎えるということで、10周年の記念式典を開催したいと考えております。これ、ことし2月ぐらいからプロジェクトチームを立ち上げて、いろいろ検討してきております。その中で記念式典に伴う招待者への通知、それから当日までのいろいろ会場設営、それから当日の司会進行、それから実際の式典の中でのいろんな演出。そういったものを含めまして、今300万円を計上させていただいております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 山本企画部長。

○企画部長（山本修司君） 企画部関連の予算については、2点御質問があったかと思っております。今、現在開いております15ページの方にあります、庁舎整備ガイドライン作成業務委託料ということについては、こちらの方は、今ある施設を大事に使いながら、分庁

方式で庁舎を整備していこうという方針を説明させていただいたところでございますが、これに伴いまして、現在使っている庁舎の中で、旧耐震基準のもの、能美町舎の本館と今ここ使っております江田島支所、これが旧耐震基準の建物になっておりますが、この二つの建物については、庁舎整備を検討する際に、平成19年に2次診断まで済んでおります。ですので、2次診断まで進んでおるこの資料を有効に活用しながら、では2次診断後に、この庁舎と能美町舎を大事に今後も使わせていただくには、どのような改修が1番適しておるのか、そういったところを洗い出すということの作業が一つと、もう一つは、これから使っていくことになる、能美町、沖美町、大柿町、江田島町それぞれの庁舎の現状を精査しまして、どういうふうにそれで、大柿庁舎を本庁にして、それぞれの庁舎にどういうふうな配置をするのが、市民の皆さんに不便をかけない上で、なおかつ効率的な行政事務ができるのかという資料を整理していく作業が必要になってまいりますので、そういったことのために委託料を組ませていただいております。

それと、1番最初にお尋ねいただきました17ページにあります、交流促進費のまちづくり関連施設維持管理事業についてでございますが、これは昨年度末、中郷まちづくり協議会を設置していただきました。これに伴いまして、中郷まちづくり協議会の拠点となる施設が必要になってまいりますので、お隣にあります江田島老人福祉センターの1階に、これまで社会福祉協議会の江田島支部が入っておっていただいたスペースがあるんですが、そのスペースが空いておりますので、ここを有効活用して、まちづくりのことにに関して、皆さんが集っていただくときには、自由に使っていただく、中郷まちづくり協議会だけではなくて、中央地区の自治会の皆さんも自由に使っていただけるような、オープンスペースとして、そこを整備しようという考えがございまして、クロスでありますとか空調でありますとか湯沸かし器が故障したりしておりますので、そういったまだ簡易なもので誠に申しわけないのですけれども、そういった地域交流のオープンスペースを整備するための予算を今回計上させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 25ページの図書館司書の件でございますが、当初予算では、図書館司書を3名、一般事務嘱託員を1名を計画しておりましたが、募集をかけたところ、司書の方が2名しか募集がなく、このまま行きますと1名減では回らないということで、一般事務嘱託員報酬の方を計上させていただきますので、司書2名、一般嘱託事務職員2名という構成で、やるということになりまして、予算の組み替えを行っております。

それと、先ほど、いじめ問題調査委員会の委員の報酬でございますが、私が勘違いしておりまして、10名以下ではございますが、県や市の職員がその中に含まれるので、それを除くもの5名として、5,800円掛け5名掛け3回ということでございます。

お詫びをして訂正させていただきます。失礼しました。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありますか。

2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 確認でございますが、佐古地区の農道のいわゆる判決で下りた

支払いの関係でございます。546万7,650円を支払うことになっております。ただ、これに対して、平成24年の2月10日から支払日まで5%の割合による金員を支払えということになっておりますので、これを計算したらどの額になるのかを教えてください。

それと、訴訟費用が100分の15ほど当市が負担せんにやいけんことになっております。それについての金額と、予算的には、どこにそれが補正が上がってきとるかということでございます。

もう1点、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の件でございますが、6月1日発行のですね、広報えたじまで大変丁寧にですね、わかりやすく載していただいておりますので、十分これで内容はわかりますが、6月12日のですね、中国新聞にですね、市町村支給に遅れということで、ちょっとこういう記事が出ておりますので、果たして、江田島市は、遅れておるんかどうか。この6月1日にですね、発行しておる広報えたじまのとおりの予定で、いわゆる事業進行しておるのか、確認をします。

以上です。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 佐古地区農道の賠償金のことで、回答させていただきます。

年5%の金利を払えということですね、546万7,650円に対して、年5%ということで、期間がですね、24年の2月10日から26年の6月20日を想定しております。計862日、一日平均しますと金利が約748円ぐらいなろうかと思えます。それを計算しますと、64万5,632円でございます。

それとですね、相手の訴訟費用にかかる15%ということですね、相手の弁護士さんの方から計算していただいております。これが13万4,000円の訴訟の印紙代に対して15%請求されてますので、これが2万とんで100円となります。

64万5,632円と2万とんで100円というのをですね、今回賠償金のところで66万6,000ということで予算計上させていただきます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） 議員御指摘の12日の中国新聞によります、市町村の給付に遅れということ載っております。

大変心配かけておりますが、江田島市のスケジュールでは、現在のところ予定どおりのスケジュールとなっております。

なお、7月の広報にも載せる予定でございますが、各支所であるとかそういう出先機関で、申請の受付の窓口を開設することといたしております。7月の10日を皮切りに、約1カ月間、8月の1日が一番最後ですね。

飛渡瀬集会所で最後の日程を終了することとしておりますが、まず申請を受け付けまして、その申請の内容を役場の中で、チェックさせていただきます。で、内容に間違いがなければ、給付の決定ということになりますので、早ければ給付は8月の下旬には、可能ではないかと。第1便ですね。そうすると準備でき次第、逐次給付していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより、直ちに採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山根啓志君） 暫時休憩いたします。
14時50分まで休憩いたします。

（休憩 14時37分）

（再開 14時50分）

○議長（山根啓志君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

日程第13 議案第56号

○議長（山根啓志君） 日程第13、議案第56号「財産の取得について」を議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。
直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。
田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第56号「財産の取得について」でございます。

消防団消防ポンプ車を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び江田島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。
よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議案第56号、財産の取得について説明いたします。

今年度、江田島市消防団第1方面隊北分団切串部に配備しています消防団消防ポンプ車の老朽化、これは24年経過しておりますが、に伴いまして、当該車両を更新するものでございます。

議案書の1ページをお願いします。

取得する財産は、消防団消防ポンプ車1台です。

契約金額は2,365万2,000円で、うち消費税額及び地方消費税額は、175万2,000円です。

契約の相手方は、広島市中区舟入南3丁目13番3号、株式会社三葉ポンプ、代表取締役長田豊。

納入期限は平成26年12月20日までです。

平成26年6月12日提出、江田島市長田中達美。

次に、4ページの入札状況調べをお願いいたします。

入札を執行いたしております、物品名は、消防団消防ポンプ車。

納入場所は、江田島市江田島町鷺部2丁目16番12号、入札日時及び場所は、平成26年5月22日木曜日午前11時40分から江田島市のスポーツセンターで執行いたしました。本市が指名いたしました入札参加指名業者は、14社で、そのうち入札辞退を届け出た11社を除く3社で入札を行いました。

この結果、表に示すとおり、株式会社三葉ポンプが落札し、5月27日に仮契約を締結いたしております。

本日この議会の議決をいただきましたら、本契約となるものでございます。

なお、参考資料といたしまして、2ページに取得の理由及び主な装備等を、3ページに根拠規定を添付いたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） 今回この24年を経過したということで、消防ポンプ車の更新ということなんですけども、更新ということで、これ今この議案の中というよりは、今後もやはり老朽化、ポンプ車の更新というのは順次していかなくちゃいけないと考えておりますが、今後だいたい同じような年数、24年を経過してる同じような年数の車というのは何台ぐらいあるのか教えていただければと思います。

○議長（山根啓志君） 小林消防長。

○消防長（小林 勉君） 消防団の車両の経過年数ですが、更新計画をですね、22年というふうなめどを持っております。それで、今年度3台、23年、24年、24年、経過したものがあまして、来年度はなくて、その再来年度が2台、その次の年が2台、こういうことで年に2台、3台はですね、更新していかなければならないというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより、直ちに採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

起立全員です。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14 発議第2号

○議長(山根啓志君) 日程第14、発議第2号「海洋環境整備事業の充実と体制拡充を求める意見書(案)の提出について」を議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。
直ちに、提出者からの趣旨説明を求めます。

8番 吉野伸康議員。

○8番(吉野伸康君) 発議第2号

平成26年6月13日

江田島市議会議長 山根啓志様

提出者 江田島市議会議員 吉野伸康

賛成者 江田島市議会議員 林久光、賛成者 江田島市議会議員 山本一也、賛成者 江田島市議会議員 胡子雅信、賛成者 江田島市議会議員 浜西金満 賛成者 江田島市議会議員 山本秀男。

海洋環境整備事業の充実と体制拡充を求める意見書(案)の提出について。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び江田島市議会会議規則第14条第1項の規定により、提出する。

意見書の提出先、内閣総理大臣、国土交通大臣。

詳細につきましては、別紙のとおりです。

審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(山根啓志君) 以上で趣旨説明を終わります。

本案については、質疑・討論はないものと思われまますので、これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

起立全員です。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 15 発議第 3 号

○議長（山根啓志君） 日程第 15、発議第 3 号「要支援者を介護予防給付から外すことに反対する意見書（案）の提出について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者からの趣旨説明を求めます。

14 番 浜西金満議員。

○14 番（浜西金満議員） 発議第 3 号

平成 26 年 6 月 13 日

江田島市議会議長 山根啓志様

提出者 江田島市議会議員 浜西金満、賛成者 江田島市議会議員 山本一也、賛成者 江田島市議会議員 胡子雅信、賛成者 江田島市議会議員 吉野伸康、賛成者 江田島市議会議員 林久光、賛成者 江田島市議会議員 山本秀男。

要支援者を介護予防給付から外すことに反対する意見書（案）の提出について。上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 112 条及び江田島市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出する。

意見書の提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

内容については、別紙にありますので、どうぞ審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 以上で趣旨説明を終わります。

本案については、質疑・討論はないものと思われまますのでこれより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 16 発議第 4 号

○議長（山根啓志君） 日程第 16、発議第 4 号「少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の 2 分の 1 復元を図るための、平成 27 年度（2015 年度）政府予算に係る意見書（案）の提出についてを議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者からの趣旨説明を求めます。

15 番 山本一也議員。

○15 番（山本一也君） 発議第 4 号

平成 26 年 6 月 13 日

江田島市議会議長 山根啓志様

提出者 江田島市議会議員 山本一也

賛成者 江田島市議会議員 浜西金満、賛成者 江田島市議会議員 胡子雅信、賛成者

江田島市議会議員 吉野伸康、賛成者 江田島市議会議員 林久光、賛成者 江田島市議会議員 山本秀男。

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための平成27年度（2015年度）政府予算に係る意見書（案）の提出について上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び江田島市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

意見書の提出先、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長。

内容については、別紙のとおりであります。

どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 以上で趣旨説明を終わります。

本案については、質疑・討論はないものと思われまますのでこれより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（山根啓志君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

これで平成26年第2回江田島市議会定例会を閉会いたします。

なお、15時20分から交通問題調査特別委員会を開催しますので、議員の皆さんは、会議室に御参集をお願いします。

皆さん、本日は大変御苦勞さまでした。

（閉会 15時03分）